

みどりの食料システム法 Q & A

本資料は令和8年4月1日時点で作成したものです。
内容については、今後、法の施行状況等を踏まえて、
随時更新することがあります。あらかじめ御了承ください。

＜目 次＞

※問番号に下線のある問が令和8年4月に修正したものです。問番号は振り直しています。

【1 全般】 1

- 1-1 計画認定を受けるにはどこに相談すれば良いですか。
- 1-2 計画認定による補助金の採択上のメリットはありますか。
- 1-3 認定制度に基づく取組が、生産者の経営発展にどのようにつながるのですか。
- 1-4 本法律の認定制度に関連した呼称やマークをつくる予定はありますか。販売面や消費者への訴求といった観点から、本法律の認定を受けるとどのようなメリットがありますか。
- 1-5 みどり認定を受けた農家が、農作物に独自の PR シールで「みどり認定を受けた農家です」と標記することは可能ですか。また、PRにあたって、留意すべきことはありますか。
- 1-6 消費者向けの施策の検討はありますか、どのように推進していくのですか。
- 1-7 「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」は、どのような位置づけのものですか。
- 1-8 エコファーマー（旧持続農業法）の認定期間が残っている農業者が、同内容でみどり法の認定を受けることは可能ですか。また、重複して認定を受けた場合、旧持続農業法の認定を取り消さなければならないのですか。

【2 基本計画】 3

- 2-1 基本計画の作成に係る国による地方自治体への配慮とはどのようなものですか。
- 2-2 既存計画の活用とは、具体的にはどのような方法を想定していますか。
- 2-3 既存計画の活用にあたって、複数の既存計画を活用することも可能ですか。
- 2-4 既存計画の活用にあたっては、都道府県計画だけでなく、市町村計画を活用することも可能ですか。
- 2-5 旧持続農業法の導入指針を本法律の基本計画とみなすことができますか。また、同指針の法的根拠が失われていますが、どのように取り扱えば良いのですか。
- 2-6 基本計画は法律の記載事項（法第 16 条第2項各号）の柱建てに沿って記載する必要があるのですか。
- 2-7 みどり戦略交付金で作成するビジョンと、本法律の基本計画の関係はどのようなものですか。
- 2-8 基本計画の作成等については、地方農政局に窓口を設置するなど相談しやすい体制づくりをお願いしたい。
- 2-9 本法律に基づく基本計画を、有機農業推進法やバイオマス活用推進基本法に基づく地方自治体の計画とみなす（＝一体的に作成する）ことはできますか。

（共同作成について）

- 2-10 都道府県と市町村が共同で作成する際のイメージ・役割を教えてください。主たる作成主体は、都道府県と市町村のどちらですか。
- 2-11 都道府県が主導して作成する基本計画と、市町村が主導して独自に作成する基本計画の違いは何ですか。（市町村が両方の計画を作成する意味は何ですか。）
- 2-12 都道府県単独、又は市町村単独でも基本計画を作成できますか。
- 2-13 一都道府県内で複数の基本計画を作成してもよいですか。
- 2-14 「都道府県と市町村の連名で公表」とあるが、具体的にどのような事務手続を想定していますか。
- 2-15 「共同（連名）で作成する」ことはどのように担保すれば良いですか。
- 2-16 農地がほとんどない、農林漁業者がほとんどいない等、本法律に係る現場への支援が特段想定されない市町村を基本計画の作成主体から除外することは可能ですか。
- 2-17 都道府県主導型の基本計画とは別に市町村が主導する形で基本計画が作成される場合、都道府県主導型の基本計画において当該市町村を除外しておく必要がありますか。

（目標設定について）

- 2-18 どのような目標を設定すればよいですか。
- 2-19 目標を複数設定する場合、それぞれの目標年度が異なっても大丈夫ですか。
- 2-20 国の目標を踏まえた目標を定めないと、基本計画の同意が受けられないのですか。
- 2-21 目標は、環境負荷低減事業活動の内容ごとに対応したものを設定する必要がありますか。
- 2-22 国による目標の進捗管理が行われるのですか。
- 2-23 モデル地区創出に係る目標設定が必要ですか。
- 2-24 国と同様の考え方で基本計画の目標設定を行いたいので、化学肥料や化学農薬の使用量低減の目標設定の計算方法を教えてください。
- 2-25 計画期間を設定する必要がありますか。
- 2-26 目標年度を過ぎた場合や、引用する既存計画の変更があった場合には、必ず基本計画の変更手続を行う必要がありますか。

（計画記載内容等について）

- 2-27 「求められる環境負荷低減事業活動の内容」には、事業活動の告示で定めるすべての事業類型を位置づける必要がありますか。
- 2-28 脱炭素や、林業・漁業の活動も含めた計画を作成する必要がありますか。
- 2-29 「活用されることが期待される基盤確立事業の内容」とは何ですか。国の認定を受けた基盤確立事業を掲げる必要があるのですか。
- 2-30 基本計画の国への同意協議はどれくらいの期間が必要ですか。また、事務

を行うのは、地方農政局と農水省本省のどちらですか。

2-31 基本計画の公表に当たって議会の議決・報告が必要ですか。

2-32 関係団体等との合意形成について、具体的に、どのような関係者とどこまで何を行えばよいか教えてほしい。

【3 特定区域】

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

3-1 特定区域は必ず設定しなければいけませんか。

3-2 特定区域を設定した場合に、どのようなメリットがありますか。

3-3 特定区域を設定した場合に、どのようなデメリットがありますか。

3-4 特定区域を設定したら、進捗管理はどのように行われますか。

3-5 特定区域を設定する場合、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定や有機農業を促進する栽培管理協定の締結を同時に行う必要がありますか。

3-6 特定区域を行政区域（一の市町村等）の全域に設定することは可能ですか。

3-7 耕作地が市内に点在している場合でも市内全域での特定区域の設定は可能ですか。

3-8 特定区域を設定するにあたり、有機農業の耕作地を地域の過半にするなどの目標を掲げる必要はありますか。

3-9 特定区域を設定することで、みどりの食料システム法に基づく基本計画以外の既存の行政計画を変更する必要はありますか。

3-10 特定区域の設定に当たり、地域の合意形成はどのように進めればよいでしょうか。

3-11 基本計画の作成後、新たに特定区域を設定するなどの変更があった場合は、作成時と同様の手続が必要となりますか。

3-12 特定区域において補助金等交付財産の目的外使用の承認等の行政手続のワンストップ化の措置を講じ、事業者を支援したい場合、基本計画において「求められる特定環境負荷低減事業活動の内容」として当該支援措置を位置づけておく必要がありますか。

3-13 特定区域を設定しないにも関わらず、市町村が主導して基本計画を作成しても良いですか。

3-14 林業、漁業の取組を想定した特定区域の設定は考えられますか。

3-15 法第 16 条第 3 項に基づく公告・縦覧に関し、同条第 4 項の規定に基づく利害関係人からの意見書の提出を踏まえて計画案の変更を行う際には、再度、公告・縦覧を行う必要がありますか。

3-16 公告・縦覧の実施手続に関して留意することがあれば教えてほしい。

3-17 特定区域の設定によって補助事業の優先採択を受けた場合、永続的にその地域は加点されると考えていいですか。

3-18 特定区域を設定することで、具体的にどのようなアピール効果がありますか。

【4 環境負荷低減事業活動実施計画等】 13

- 4-1 有機農業は環境負荷低減事業活動に該当しますか。
- 4-2 温室効果ガスの排出削減の取組（2号活動）は、土づくり、化学肥料・化学農薬の低減（1号活動）に追加で取り組まなければ認定が受けられませんか。
- 4-3 温室効果ガスの排出削減の取組ではソーラーシェアリングやバイオマス発電等により売電収入を得る取組も環境負荷低減事業活動の対象ですか。
- 4-4 林業や漁業ではどのような取組が想定されますか。
- 4-5 林業種苗（苗木）の生産は林業の取組となりますか。
- 4-6 農林水産省令で定める事業活動（法第2条第4項第3号）は、どのようなものですか。
- 4-7 水質汚濁防止に配慮した生産活動など、特に地域で普及を進めている取組についても環境負荷低減事業活動に該当しますか。
- 4-8 農業協同組合、農業協同組合連合会、経済農業協同組合連合会、集落営農組織等の農業者の団体は、環境負荷低減事業活動実施計画や基盤確立事業実施計画の申請者になれるか。また、どのようなケースが想定されますか。
- 4-9 計画には、取組面積の拡大や削減率の深掘りなど、上向きの目標を設定しなければならないですか。
- 4-10 更新認定を行う場合、新たな技術を導入したり、現状よりも上向きの目標を設定したりする必要がありますか。
- 4-11 環境保全型農業直接支払交付金制度を活用する農業者団体は、環境負荷低減事業活動実施計画を提出することができますか。
- 4-12 化学農薬の使用低減に当たっては、基本方針の目標を踏まえ、化学農薬の「リスク」を勘案して認定しなければならないのですか。
- 4-13 化学農薬の使用削減の取組について、その回数は有効成分の使用回数ではなく、散布回数でカウントしてもいいですか。
- 4-14 実施計画の認定における市町村の役割を教えてください。
- 4-15 認定の事務を都道府県から政令市等に移譲することを検討しているが、特段の問題はないですか。
- 4-16 環境負荷低減事業活動の認定水準（目標等）について、都道府県間の平準化はどのように考えていますか。
- 4-17 国で一律の認定水準を定めないのでですか。
- 4-18 近年増加傾向にある「堆肥入りの肥料」については、「有機質資材の施用」の「有機質資材」に該当しますか。若しくはあくまで肥料であることから該当しないのでしょうか。
- 4-19 温室効果ガスの排出削減の取組（2号活動）は、どのような基準に基づいて認定すればよいですか。
- 4-20 牛の早期出荷は温室効果ガスの排出削減の取組（2号活動）に該当しますか。
- 4-21 農林水産大臣が別途定める事業活動（3号活動）の5類型について、具体的な取組イメージを教えてください。

- 4-22 農業者が作成する旧持続農業法の導入計画と本法律の実施計画について、記載事項は大きく変わりますか。
- 4-23 経営面積又は認定を受けようとする農作物の作付面積の概ね2分の1以上で環境負荷低減事業活動に取り組む場合でなければ、みどり認定を受けることができませんか。
- 4-24 有機 JAS を既に取得している有機農業者が作成する実施計画は、どのようなものとなりますか。
- 4-25 計画認定後、都道府県において、定期的に計画の実施状況をフォローアップする必要がありますか。
- 4-26 毎年提出される実施状況報告では、どのように内容を確認し、達成していない場合には、どのように指導を行いますか。
- 4-27 認定者に対し、毎年度の実施状況報告を求める必要がありますか。
- 4-28 毎年の実施状況報告が提出されない場合、どのように指導を行いますか。何度も提出の指導を行っても提出されない場合には、実施状況報告が提出されないことをもって認定を取り消すことはできますか。
- 4-29 農地転用許可のワンストップ化では、農振除外等の手続も省略されますか。
- 4-30 複数の都道府県を跨ぐ形で環境負荷低減事業活動実施計画等を申請することはできますか。
- 4-31 実施計画の申請に当たっては、土壌診断結果を添付することとされていますが、土壌診断はどの程度の粒度で行えば良いですか。また、計画申請の段階で行う必要がありますか。
- 4-32 1号活動の申請を行う場合、土壌診断結果の添付が必須となっていますが、どこに定められていますか。ガイドラインに拘束力はなく、施行規則に規定すべきではないですか。
- 4-33 環境負荷低減事業活動として「土づくり、化学肥料・農薬の使用減少」に取り組みたいのですが、土壌養分が蓄積し堆肥の施用を控えるべきとの土壌診断結果が出ている場合でも、当該取組類型で申請して認定を受けることはできますか。
- 4-34 土づくり、化学肥料・化学農薬の低減（1号活動）での申請において、申請時の土壌診断結果の添付が必須となっていますが、申請時でなく実施計画の期間中の提出とすることはできますか。
- 4-35 計画に記載する面積の単位（精度）は概数でいいですか。年度ごとに面積の変更が想定される場合、面積の確認は必要ですか。
- 4-36 関連措置実施者には、申請する農家に資材提供をしている者や生産された農林水産物を用いて加工流通を行う者を位置づける必要がありますか。また、認定を受けることで関連措置実施者にメリットはありますか。
- 4-37 J-クレジット制度に登録されたプロジェクトに取り組み、同じ取組でみどり認定を受けることは可能ですか。

（グループ認定について）

- 4-38 農業者の団体で一括で環境負荷低減事業活動実施計画等を申請し、団体や

構成員が税制・金融等特例を受けたい場合に、申請書における申請者目標や実施内容についてどのように記載すればよいですか。

- 4-39 申請主体になれる団体の要件はありますか。
- 4-40 団体申請の計画書はどのように作成すればいいですか。
- 4-41 団体名で申請を受けても、その構成員が税制等の特例措置を活用することはできますか。
- 4-42 経営面積、作物別の面積で「概ね2分の1以上環境負荷低減事業活動」の見込みがあることがガイドラインに示されていますが、団体申請の場合は、団体としての「2分の1以上」でもいいですか。
- 4-43 グループ申請とは別の活動に取り組む場合、申請が重複することになるが「延べ数」として集計していいですか。
- 4-44 グループ申請の場合、例えば、特別栽培米部会の認定計画では「年度により構成員が増減する」ことが想定されます。この場合、どのような手続きが必要となりますか。
- 4-45 強い農業づくり総合支援交付金で共同選果場の要望を挙げる際にポイント加算をできるようになるには、受益産地の団体すべてがグループ申請で認定を受けないと加算できないでしょうか。受益産地の過半が認定をうければ加算できるでしょうか。
- 4-46 グループ申請の場合、任意団体には規約が必要ですか。
- 4-47 構成員一覧のエクセル表の作成も負担が大きいことから、さらなる簡素化のため、団体としての申請書1本+構成員名簿+特例を受ける構成員の別表で申請することはできませんか。
- 4-48 グループ申請における実施状況報告は、個人の内訳を含めて報告するのでしょうか。
- 4-49 目標が未達成の場合の指導は、JAや生産部会で認定された場合は、代表者への指導か、それとも個別の農家ごとに指導するのどちらですか。
- 4-50 グループ申請に当たり、構成員に係る内容を別表にまとめる際には、事業活動の内容及び目標等は個別農家ごとにすべて記載する必要がありますか。
- 4-51 グループ申請に当たり、構成員に係る内容を別表にまとめる際、経営の持続性の確保に関する事項はどの程度記載すれば良いですか。
- 4-52 グループ認定の場合、計画の実施期間中に構成員数が増減した場合、どのような対応が必要でしょうか。
- 4-53 同一個人が複数のグループでみどり認定を受けることはできますか。

(特定認定について)

- 4-54 「農林漁業者の経営状況等に照らして相当程度取り組む見込みであること」(基本方針第二)とはどのような意味ですか。
- 4-55 特定環境負荷低減事業活動における「集団又は相当規模」の「相当規模」とは、どの程度の規模を指しますか。
- 4-56 特定環境負荷低減事業活動における「相当規模」の考え方ですが、取組面積(経営規模)以外の指標はあるのでしょうか。

- 4-57 特定区域外の取組についても、特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載することはできますか。
- 4-58 特定区域外に居住地があっても、区域内に取組を行うほ場があれば特定環境負荷低減事業活動実施計画の申請ができますか。
- 4-59 同一個人が環境負荷低減事業活動実施計画と特定環境負荷低減事業活動実施計画で認定を受けることはできますか。
- 4-60 特定区域の設定を受けて、既に環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている農家が、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に変更することはできますか。
- 4-61 特定環境負荷低減事業活動実施計画の申請に必要な最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書がない場合はどうしたらいいですか。
- 4-62 特定区域内で通常のみどり認定を受けることはできますか。
- 4-63 特定認定を同一ほ場・同一作物で重複して受けることは可能ですか。
- 4-64 「有機農業」の類型で特定区域を設定しているが、区域設定に係る基本計画の記載に特別栽培の取組についても記載がある場合、この取組で特定環境負荷低減事業活動実施計画の申請ができますか。

【5 基盤確立事業実施計画】 27

- 5-1 ソフトウェアの製造・販売は基盤確立事業の対象となりますか。
- 5-2 下水汚泥資源を活用した肥料の製造・販売は基盤確立事業の対象となりますか。
- 5-3 再生可能エネルギー発電設備を用いて得られる電気を供給する事業は基盤確立事業の対象となりますか。
- 5-4 基盤確立事業の農地転用許可のワンストップ化について、都道府県はどのように関与しますか。

(種苗法の特例について)

- 5-5 都道府県等の公設試験研究機関は、基盤確立事業の申請者になれるか。また、新品種の育成に係る出願料・登録料の軽減措置を受けられますか。
- 5-6 都道府県の試験場の職員や、種苗会社の従業員が育成した新品種については、どのような取扱いとなりますか。
- 5-7 種苗法の特例の対象となるのはどのような新品種ですか。
- 5-8 病虫害抵抗性を有する品種であれば、どのような品種でも対象となるのですか。
- 5-9 既に育成されている品種について、これから品種登録を行う場合、種苗法の特例の対象となりますか。
- 5-10 育種目標は他社に知られたくないのですが、認定された基盤確立事業実施計画は公表されますか。

【6 有機農業を促進するための栽培管理に関する協定】 29

- 6-1 有機農業栽培管理協定と基本計画はどのような関係ですか。協定制度を活用するためには、どのような考え方で特定区域を設定すればよいですか。

- 6-2 協定区域の規模に定めはありますか。
- 6-3 全員合意を前提とするのは、要件が厳しすぎませんか。
関係する農用地について、複数の所有者（共有者）が存在する場合には、代表者の合意が得られれば協定を締結することが可能ですか。
- 6-4 協定に定める事項について、緩衝地帯や有機農業・慣行農業それぞれの実施区域などを定める必要がありますか。
- 6-5 有機農業者だけで協定を締結することは可能ですか。
- 6-6 協定における緩衝地帯の設置は有機農業者側のみで行うものですか。
- 6-7 「協定に違反した場合の措置」とはどのようなことを想定していますか。

【7 みどり投資促進税制】 31

- 7-1 特別償却の特例は、農業者にとってどのようなメリットがありますか。
- 7-2 税制の適用を受けるためには何をすれば良いですか。
- 7-3 補助金との併用は可能ですか。
- 7-4 税制の適用対象は中小企業のみですか。
- 7-5 税制措置の対象機械等と一体的に整備する建物等とは何ですか。
- 7-6 「取得」とは、具体的にどのタイミングを指すのですか。
- 7-7 リースにより取得した機械は税制の対象になりますか。
- 7-8 中古品は税制の対象になりますか。
- 7-9 「事業の用に供する」とは、具体的にどのタイミングを指すのですか。
- 7-10 みどり投資促進税制を利用するためには、いつまでに実施計画を申請すれば良いですか。
- 7-11 設備の修繕は対象となりますか。
- 7-12 特別償却限度超過額の繰り越しは可能ですか。
- 7-13 取得価額の範囲には、どのような費用が含まれますか。
- 7-14 取得価額に消費税は含まれますか。
- 7-15 脱炭素に関する取組については、本税制の対象となりますか。
- 7-16 プラスチックの排出量抑制の取組については、本税制の対象となりますか。
- 7-17 中小企業投資促進税制との併用は可能ですか。
- 7-18 畜産農家が関連措置実施者となり、化学肥料の代替となる肥料を製造するための機械等を導入した場合、みどり投資促進税制の対象になりますか。
- 7-19 農水省 HP に掲載されていたみどり税制対象機械の型式について、取得直前で更新が行われ、税制対象期間外での取得となった場合でも、みどり投資促進税制を適用できますか。

（農業者向け、対象機械等の要件）

- 7-20 （特定）環境負荷低減事業活動に係る税制措置は、どのような設備が対象ですか。
- 7-21 （特定）環境負荷低減事業活動に係る税制措置の対象機械等として農林水産省 HP に掲載される（国の確認を受ける）にはどうすれば良いですか。
- 7-22 みどり投資促進税制について、「国が確認した設備」であることを証明する

マーク等がありますか。

- 7-23 みどり投資促進税制の対象設備（国が確認した設備）はどこを確認すれば良いですか。
- 7-24 （特定）環境負荷低減事業活動に係る税制措置の対象機械等について、化学肥料・化学農薬の使用量の減少に関して、複数の営農条件で有効性の確認が行われるとはどういうことですか。
- 7-25 （特定）環境負荷低減事業活動に係る税制措置の対象機械等について、安定に不可欠な機械等とは何ですか。
- 7-26 税制の対象設備として農業用機械等を導入し、当該機械の収納を行うための倉庫を整備した場合、設備と一体的な建物として当該倉庫は税制の対象になりますか。
- 7-27 基盤確立事業実施計画における税制対象の確認を受けた機械について、当該計画の実施期間が終了した場合であっても、引き続き、環境負荷低減事業活動用資産として本税制の適用対象となりますか。
- 7-28 （特定）環境負荷低減事業活動における税制対象機械等について、販売が開始された時期に係る要件は何ですか。
- 7-29 （特定）環境負荷低減事業活動における税制対象機械等について、直前の旧モデルの販売台数を下回るモデルとされているが、販売台数には海外における販売台数を含めますか。
- 7-30 機械等の取得価額はどのような単位で考えれば良いですか。
- 7-31 農業経営基盤強化準備金制度との併用は可能ですか。
- 7-32 海外から輸入した機械をみどり投資促進税制の対象機械とすることはできますか。

（事業者向け）

- 7-33 基盤確立事業の対象となる設備はどのようなものが該当するのですか。
- 7-34 化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の生産量をどれだけ増やす必要がありますか。
- 7-35 化学肥料と堆肥を混合した混合肥料は、化学肥料に代替する生産資材に該当しますか。
- 7-36 環境負荷の低減に効果のある資材を、直ちに広域に流通させなければいけないのですか。

【8 農業改良資金】

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

- 8-1 みどりの食料システム法に基づき農業改良資金の融資を受けられるのは、どのようなケースですか。
- 8-2 農業改良資金を借りたい場合には、どこに相談したらいいですか。
- 8-3 農業改良資金の融資と補助金との併用は可能ですか。
- 8-4 みどり認定を受けた計画に農業改良資金が含まれている場合、農業改良資金の融資を受けられますが、農業改良資金の融資を受けるためにみどり認定を取る場合、都道府県と日本政策金融公庫のそれぞれの役割はなんですか。

か。

8-5 環境負荷低減事業活動に農業改良措置が含まれる場合において、当該農業改良措置は加工・流通部門の取組は対象としないとのことですが、農業部門と加工部門の範囲はどのように区分されるのでしょうか。

【9 食品等持続的供給促進資金】 40

- 9-1 みどりの食料システム法に基づき食品等持続的供給促進資金の融資を受けられるのは、どのようなケースですか。
- 9-2 食品等持続的供給促進資金を借りたい場合には、どこに相談したらいいですか。

【1 全般】

1-1 計画認定を受けるにはどこに相談すればいいですか。

事業者（基盤確立事業）の計画は国（最寄りの農政局）まで、農林漁業者（環境負荷低減事業活動等）の計画は（事業活動に取り組む地域を管轄する）都道府県まで御相談ください。

（参考）[みどりの食料システム法に関する基本計画の作成状況について：農林水産省](http://maff.go.jp)
(maff.go.jp)

1-2 計画認定による補助金の採択上のメリットはありますか。

計画認定を受けて環境保全型農業などに前向きに取り組む方々に対して、みどり戦略交付金を始めとする関係予算の優先採択等のメリット措置を講じております。詳しくは農林水産省ホームページを御覧ください。

URL：[みどりの食料システム戦略トップページ：農林水産省](#)

1-3 認定制度に基づく取組が、生産者の経営発展にどのようにつながるのですか。

生産者が環境負荷低減に取り組むことは、肥料原料や燃油価格が高騰する中で、化学肥料や燃油依存からの脱却や生産コストの低減など、足腰の強い経営体質に向けて、生産者が自らの経営を見つめ直していただくきっかけになると考えています。

また、SDGs や環境への配慮が求められる中で、農林漁業分野でも、今後、社会のニーズに対応した取組が求められるため、息の長い取組として、今できることから始めることが重要と考えています。

本法律では、国が講ずべき施策も位置づけたところであり、国としても、必要な施策・支援を充実してまいります。

1-4 本法律の認定制度に関連した呼称やマークをつくる予定はありますか。販売面や消費者への訴求といった観点から、本法律の認定を受けるとどのようなメリットがありますか。

販売・消費対策については、本法律の基本理念や国が講ずべき施策に位置づけているように、今後、取り組んでいかなければならない課題であると認識しています。

特に、生産現場の取組が消費者に分かりやすい形で伝わることが重要であることから、農林水産省では、農産物の生産段階における温室効果ガス削減や生物多様性保全といった環境負荷低減の取組を評価し、星の数でラベル表示（ラベルの愛称：みえるらべる）することで、消費者に分かりやすく伝える「見える化」の取組を推進しています。

生産者への認定制度の呼称については、「みどり認定」という略称を用いていきたいと考えております。

また、「エコファーマー」という呼称・マークのほか、各都道府県等で独自に設けているブランドや認証制度、マーク等について、本制度と関連付けて引き続き運用いただくことも可能です。

（参考）[見つけて！農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」～温室効果ガス削](#)

1-5 みどり認定を受けた農家が、農作物に独自のPRシールで「みどり認定を受けた農家です」と標記することは可能ですか。また、PRにあたって、留意すべきことはありますか。

本制度は、環境負荷低減事業活動を行う「農林漁業者」を認定する制度であるため、「農林漁業者」の属性としてみどり認定を受けていることを示すような表現は可能です。（表記可能な文例：「環境にやさしい農業を行っています」「みどり認定を受けた生産者です」「みどり認定を取得し、環境にやさしい農業に取り組んでいます」「みどり認定農業者」など）

一方で、本制度は、生産物の品質を保証する制度ではないため、「認定」と「生産物」が直接的に紐づくような、消費者の誤解を招きかねない表現は避けていただく必要があります。（消費者の誤解を招きかねない文例：「みどり認定を受けた農産物です」など）

また、都道府県による認定のため「農林水産省認定」という表記は不適當です。（表記可能な文例：「みどりの食料システム法（又は国制度）に基づく認定を受けた農業者です」）

1-6 消費者向けの施策の検討はありますか、どのように推進していくのですか。

「みどり戦略交付金」では、

- ①有機農産物の生産から消費まで一貫した取組を支援対象としており、
- ・直売所やマルシェなどの充実
 - ・量販店でのコーナーの設置
 - ・ECサイトの構築
 - ・学校給食などでの利用

などに取り組んでいただけるようにしているほか、

②産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」の技術検証とあわせて行う消費者向けの情報発信などを支援しています。

消費者も含めた食料システムの関係者の理解増進については、本法律の基本理念や国が講ずべき施策に位置づけており、今後とも効果的な施策について検討してまいりたいと考えています。

1-7 「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」は、どのような位置づけのものですか。

このガイドラインは、説明会や意見交換の場でいただいた関係者の御意見も踏まえ、制度の実務的な取扱いについて整理し、特に地方自治体の事務の円滑化に資するよう、必要な様式も含めて参考にお示ししたものです。

あくまで「ガイドライン」ですので、地域の実情を踏まえた施策の推進を図る観点から、法律、政省令等の範囲内で、各地方自治体の判断で様式の修正や運用実務の変更を行うことも可能です。御不明な点がございましたら、個別にお問い合わせください。

1-8 エコファーマー（旧持続農業法）の認定期間が残っている農業者が、同内容でみどり法の認定を受けることは可能ですか。また、重複して認定を受けた場合、旧持続農業法の認定を取り消さなければならないのですか。

重複して認定を受けていただくことは可能です。

なお、その場合でも、旧持続農業法の認定を取り消す必要は特段ありません。

【2 基本計画】

2-1 基本計画の作成に係る国による地方自治体への配慮とはどのようなものですか。

基本計画の作成が過度な負担とならないよう、各地方自治体で既に策定されている各種計画を活用できる等の運用をしています。

2-2 既存計画の活用とは、具体的にはどのような方法を想定していますか。

具体的には、例えば、

- ① 本法の基本計画の記載事項に沿った鑑を1枚作成していただき、
- ② 各記載事項については、既存計画の該当箇所を参照する又は抜粋するといったような方法を考えています。

2-3 既存計画の活用にあたって、複数の既存計画を活用することも可能ですか。

可能です。複数の計画を活用する場合には、各計画のどの部分が本法律に基づく基本計画の記載事項に該当するかを明確化いただくようお願いします。

2-4 既存計画の活用にあたっては、都道府県計画だけでなく、市町村計画を活用することも可能ですか。

可能です。ただし、市町村計画の記載項目について、当該市町村以外の市町村を含め、都道府県域全体の方針として位置づける場合には、他の市町村との協議が必要になると考えられます。

2-5 旧持続農業法の導入指針を本法律の基本計画とみなすことができますか。また、同指針の法的根拠が失われていますが、どのように取り扱えば良いのですか。

本法律の基本計画では、目標や流通・消費に関する事項など、旧持続農業法の導入指針には記載されていない事項も記載することとしており、導入指針をそのまま基本計画とみなすことは難しいと考えます。

一方、導入指針については、各都道府県が作成した文書として引き続き有効に活用いただくことが可能であり、例えば、基本計画の別紙として位置づけること等により、環境負荷低減事業活動を実施するにあたって導入が期待される技術等を示すものとして活用いただければと考えています。

2-6 基本計画は法律の記載事項（法第16条第2項各号）の柱建てに沿って記載する必要があるのですか。

計画全体として法第16条第2項各号の項目を満たしていれば、基本計画の柱建ては同項に沿う必要はありません。

2-7 みどり戦略交付金で作成するビジョンと、本法律の基本計画の関係はどのようなものですか。

みどり戦略交付金で作成するビジョンが、本法律の基本計画にどのように活用できるのかについては、その内容に応じてご検討いただければと考えていますが、例えば、特定区域の設定につながるようなモデル案件の形成に役立てていただければと考えております。

2-8 基本計画の作成等については、地方農政局に窓口を設置するなど相談しやすい体制づくりをお願いしたい。

ブロックごとに本省及び地方農政局等の関係職員を窓口として担当させる等の伴走支援の体制を整備しています。御不明な点がございましたら、農林水産省みどりの食料システム戦略グループ（TEL:03-6744-7186）までお問い合わせください。

2-9 本法律に基づく基本計画を、有機農業推進法やバイオマス活用推進基本法に基づく地方自治体の計画とみなす（＝一体的に作成する）ことはできますか。

可能です。その場合、それぞれの法律に基づく国の基本方針や計画も勘案し、有機農業やバイオマスの活用の推進に関する施策を包含して基本計画を定めることを御検討ください。

（共同作成について）

2-10 都道府県と市町村が共同で作成する際のイメージ・役割を教えてください。主たる作成主体は、都道府県と市町村のどちらですか。

本制度では、環境負荷低減に向けた地域ぐるみのモデル的な取組の創出と、その横展開を効果的に進める観点から、

- ① 広域ビジョンの策定と技術普及を担う都道府県
 - ② 事業者と生産者のマッチングや土地の利用調整等を担う市町村
- の双方が連携して取り組める仕組みとしています。

なお、基本計画は、税制等の特例措置が発動する前提となるものであるため、まずは基本型として、都道府県が主導し、全市町村との連名で、都道府県内全域をカバーできるような基本計画を作成いただきたいと思います。

2-11 都道府県が主導して作成する基本計画と、市町村が主導して独自に作成する基本計画の違いは何ですか。(市町村が両方の計画を作成する意味は何ですか。)

基本計画は、農林漁業者が税制特例等の支援措置を受けるための基礎となるものであること等から、国としては、既存計画の活用等により、都道府県が主導して基本計画を作成いただくことで、速やかに、多くの方が取り組めるようにしていただきたいと思います。

一方、本制度では、主に市町村が主体となってモデル地区を創出し、地域ぐるみの取組を後押しすることをねらいの一つとしており、この場合には、都道府県主導の基本計画に市町村のモデル地区を別紙として位置づけるという方法が可能ですが、

- ① 都道府県が主導する基本計画とは別途、独自に定めたいという事情がある場合
 - ② モデル地区の検討が都道府県主導の基本計画の作成に間に合わない場合
- 等のケースでも取り組めるよう、市町村主導での作成も可能としています。

2-12 都道府県単独、又は市町村単独でも基本計画を作成できますか。

基本計画は、必ず都道府県と市町村の共同（連名）で作成していただく必要があります。ただし、実務上は、その内容に応じて、都道府県と市町村のいずれが主導する場合が想定されることから、作成に当たっては事前相談等を行い、よく連携いただくようお願いします。

2-13 一都道府県内で複数の基本計画を作成してもよいですか。

可能です。例えば、

- ① 都道府県の主導により当該都道府県全域をカバーする計画を作成しつつ、市町村の主導によりモデル地区に特化した計画を別途作成するケース
 - ② （北部地域、南部地域など）都道府県内でも地域ごとに計画を作成するケース
 - ③ 農業・林業・漁業の分野別に計画を作成するケース
- などが想定されます。

2-14 「都道府県と市町村の連名で公表」とあるが、具体的にどのような事務手続を想定していますか。

基本計画の国への協議に際しては、連名での決裁等の事務手続が煩雑になることが想定されるため、例えば、国への協議文については都道府県知事名で代表して行うことも可能とする等、事務負担を軽減できるような運用を考えています。

また、同意基本計画の公表に関しては、各地方自治体のHP等に掲載いただくことを想定しておりますが、都道府県が主導して全市町村と連名で作成いただく場合は、都道府県のHP上で公表いただければ足りるものと考えています。

なお、特定区域を設定する場合は、特定区域に関係する市町村のHP等でも公表いただくことが望ましいと考えます。

また、市町村が主導して基本計画を作成する場合であっても、当該計画に基づく農林漁業者の認定は都道府県が行うこととなるため、市町村だけでなく、都道府県のHPにも公表いただくことが望ましいと考えています。

2-15 「共同（連名）で作成する」ことはどのように担保すれば良いですか。

基本計画のクレジットを都道府県と各市町村の連名で記載することが基本ですが、この他にも、例えば、基本計画の本文において前段で「みどりの食料システム法第16条第1項に基づき、〇〇県、A市、B市、・・・・・・、X町、Y町及びZ村（※各市町村を記載する）が共同して、この基本計画を策定する。」と記載するなど、計画の作成主体を明確化していただくことが考えられます。

2-16 農地がほとんどない、農林漁業者がほとんどいない等、本法律に係る現場への支援が特段想定されない市町村を基本計画の作成主体から除外することは可能ですか。

可能です。

2-17 都道府県主導型の基本計画とは別に市町村が主導する形で基本計画が作成される場合、都道府県主導型の基本計画において当該市町村を除外しておく必要がありますか。

御指摘のケースであっても、基本的には、当該市町村を除外する必要はありません。市町村主導で作成される基本計画については、基本的に当該市町村において、特定区域が設定され、主体的に制度の運用に関与することが主として想定されます。この場合、当該市町村において2つの基本計画が作成されていることとなりますが、

- ・環境負荷低減事業活動の実施計画は都道府県単独で、
- ・特定環境負荷低減事業活動の実施計画や有機農業の栽培管理協定は当該市町村が関与した形で、

それぞれ対応することが可能であり、施策上も実務上も問題はないと考えられます。

個別のケースで御不明な点があれば、御相談ください。

（目標設定について）

2-18 どのような目標を設定すればよいですか。

計画の実施状況等を適切に評価するため、任意の指標を用いて数値目標を設定いただくことを考えています。

具体的には、既に各都道府県の既存計画で定めている環境保全型農業の取組面積や取組農家の人数・割合などが考えられますが、既存の目標を位置づけていただくことも可能です。また、モデル地区の設定数、実施計画の認定件数などの取組目標でも構いません。

2-19 目標を複数設定する場合、それぞれの目標年度が異なっても大丈夫ですか。

構いません。

2-20 国の目標を踏まえた目標を定めないと、基本計画の同意が受けられないのですか。

基本計画の目標については、既存計画で定めている目標など、地域の実情に応じて任意の指標で定めもらうことで差し支えなく、国の基本方針の目標の達成に資するものであれば構いません。

御検討に際して御不明な点等があれば個別に御相談ください。

2-21 目標は、環境負荷低減事業活動の内容ごとに対応したものを設定する必要がありますか。

目標は、基本方針に資するものとして、1項目以上定めていただければ、必ずしもすべての環境負荷低減事業活動の類型に対応せずとも構いません。

2-22 国による目標の進捗管理が行われるのですか。

基本計画の実施状況については、国から地方自治体に対する報告徴収の規定を設けており、ガイドライン別記様式第6号により、認定件数や特例措置の活用状況を報告いただきますが、施策の実施状況を適切に把握・評価するため、目標の進捗状況の報告についても御協力をお願いする場合がありますと考えています。

2-23 モデル地区創出に係る目標設定が必要ですか。

モデル地区創出に係る目標設定は必ずしも必要ではありません。
基本方針の各目標のいずれかに資する形で、目標を設定いただくようお願いします。

2-24 国と同様の考え方で基本計画の目標設定を行いたいので、化学肥料や化学農薬の使用量低減の目標設定の計算方法を教えてほしい。

国の目標は、化学肥料・化学農薬ともに出荷実績等を基に全国値を集計し算出していますが、都道府県ごとの同様の数値がないことから、都道府県段階で同様に算出するのは困難です。（都道府県向けの出荷量の記載はありますが、必ずしも当該都道府県での使用量には当たりません。）

御不明な点があれば、お問い合わせください。

2-25 計画期間を設定する必要がありますか。

概ね5年間を目途に定めていただくことを考えていますが、既存の計画を活用いただく場合は、計画期間や目標年度を当該既存計画で定めていると思いますので、当該目標年度が5年より長いかに短いかに関わらず、それを優先いただけます。

なお、基本計画に定める目標については、例えば、10年間の目標とするなど計画期間を超えて設定いただくことも可能と考えています。

2-26 目標年度を過ぎた場合や、引用する既存計画の内容に変更があった場合には、必ず基本計画の変更手続きを行う必要がありますか。

変更手続きが必要になると考えています。変更にあたっては、手続きをできる限り円滑に行う観点から、地方農政局等に前広に御相談ください。

(計画記載内容等について)

2-27 「求められる環境負荷低減事業活動の内容」には、事業活動の告示で定めるすべての事業類型を位置づける必要がありますか。

農林漁業の持続的な発展に向けて、計画的に促進したい事業活動について、しっかり位置づけていただくことが重要であり、すべての類型を網羅する必要はありません。

2-28 脱炭素や、林業・漁業の活動も含めた計画を作成する必要がありますか。

必ずしも、はじめから、脱炭素に関する取組や、林業・漁業に関する内容を盛り込んだ計画を作成しなくても構いません。ただし、脱炭素の取組は農林漁業横断的に取り組むことが望ましいと考えており、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画等を活用して、その内容を基本計画に盛り込むことを御検討ください。

2-29 「活用されることが期待される基盤確立事業の内容」とは何ですか。国の認定を受けた基盤確立事業を掲げる必要があるのですか。

環境負荷低減事業活動の促進に当たり、農林漁業者以外の技術や知見等の積極的な活用を進める観点から、例えば、スマート農業の活用、堆肥の広域流通、付加価値の高い地域産品開発等について、

- ・機械メーカーやベンチャー、食品企業等の事業者と連携して取り組む内容
- ・今後、地域で活用が期待される農業支援サービスの内容

等を記載いただくことを考えています。

また、法第39条に基づき国の認定を受けた個別の基盤確立事業の内容を列挙する必要はありません。基本計画に位置づける環境負荷低減事業活動に資する技術開発・普及等の取組方向について、都道府県（農業試験場等）の取組を含め、位置づけていただくことを御検討ください。

2-30 基本計画の国への同意協議はどれくらいの期間が必要ですか。また、事務を行うのは、地方農政局と農水省本省のどちらですか。

同意協議に必要な日数についてはケースバイケースと考えていますが、事前に御相談等をさせていただきながら、文書の往復に係る事務については、可能な限りスムーズに行えるようにしてまいります。

なお、同意協議の事務については、地方農政局等に委任しており、手続きのフローについても、ガイドラインでお示ししたところです。

2-31 基本計画の公表に当たって議会の議決・報告が必要ですか。

国として一律に必要とすることは考えておらず、各地方自治体の御判断によると考えています。

2-32 関係団体等との合意形成について、具体的に、どのような関係者とどこまで何を行えばよいか教えてほしい。

関係者としては、地域の食料システムに関わる生産者団体（JAグループ等）、食品産業等の事業者、消費者団体等、基本計画の内容に照らして、実効性を確保する上で主要なステークホルダーを想定していただければと思います。

合意形成の手法としては、関係者で構成する協議会等を組織し、地域の関係者との意見交換を実施するほか、パンフレット等の広報資料やインターネットを活用した広範な情報提供、シンポジウムや講演会、勉強会の開催等が考えられます。

【3 特定区域】

3-1 特定区域は必ず設定しなければいけませんか。

必ずしも、はじめから設定する必要はなく、検討状況に応じて、後から計画変更等で設定いただくことも可能です。ただし、制度上、特定区域を設定しないと特定環境負荷低減事業活動の認定や、有機農業の栽培管理協定の認可が行えないこととなります。

また、特定区域に設定された区域では、みどり戦略交付金等の優先採択を受けられるため、産地で有機農業やグリーン転換の取組等を検討いただいている地域を始め、各地域でモデル的な取組を行う団体等がある場合には、積極的に特定区域の設定を検討していただきたいと考えています。

3-2 特定区域を設定した場合に、どのようなメリットがありますか。

特定区域を設定した場合、みどり戦略交付金を始め、様々な補助事業において、採択時のポイント加算のメリット措置を設けています。また、特定区域内では、市町村長の認可を受け、農業者同士で有機農業を促進するための栽培管理に関する協定を締結することが可能となっております。本協定は土地の所有者が変わった場合にも継承されるため、協定の締結によって有機に対する周囲からの理解を得られやすい地域の目印としてアピールできるメリットがあります。

このほか、特定環境負荷低減事業実施計画の認定に当たり、農地法に基づく農地転用許可や、補助金等適正化法に基づく補助金等交付財産の目的外使用等の手続きのワンストップ化を措置しており、必要な施設整備等を行う場合の事務手続きが簡素化できます。

3-3 特定区域を設定した場合に、どのようなデメリットがありますか。

特定区域の設定には書類作成の事務など一定の行政コストがかかりますが、設定による特段のデメリットは想定されません。

3-4 特定区域を設定したら、進捗管理はどのように行われますか。

特定区域はみどりの食料システム法に基づく都道府県の基本計画に位置づけられますので、その進捗は基本計画の実施状況報告として、都道府県から農林水産省に毎年度御報告いただきます。基本計画の進捗状況として御報告いただく特定区域に関する内容は、特定環境負荷低減事業活動実施計画を何件認定したか、有機農業を促進する栽培管理協定の締結を何名が締結したかなどです。

3-5 特定区域を設定する場合、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定や有機農業を促進する栽培管理協定の締結を同時に行う必要がありますか。

特定区域の設定と同時に特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定や有機農業を促進する栽培管理協定の締結を実施いただくことも可能ですが、先ず特定区域を設定し、その後に地域ぐるみの環境負荷低減の取組を推進するための実質的な取組である特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定や有機農業を促進する栽培管理協定の案件形成を行っていただくことも可能です。

3-6 特定区域を行政区域(一の市町村等)の全域に設定することは可能ですか。

特定区域は、特に地域ぐるみで環境負荷の低減に取り組み、高い効果が見込まれる地域として、意欲ある地方自治体の発意により、区域内で行われる事業活動を具体的に想定し、それを相当程度実施又は拡大することを目指すこととして区域を設定するものです。

ただし、オーガニックビレッジ宣言等を契機に、市町村単位でまとまりをもって特定環境負荷低減事業活動に取り組まれることが見込まれる場合には、市町村等の全域での設定も可能です。

3-7 耕作地が市内に点在している場合でも市内全域での特定区域の設定は可能ですか。

農地が点在するなど物理的なまとまりがなくとも、生産方法や流通・販売方法の共通化といったスケールメリットをもった環境負荷低減の取組を市全域で今後展開を図る計画であれば設定可能です。

なお、物理的なまとまりがあった方が環境負荷低減に取り組みやすいため、取組可能であれば、農地の集約化などによって団地を形成するなどの計画も記載いただくことが、望ましいと考えます。

3-8 特定区域を設定するにあたり、有機農業の耕作地を地域の過半にするなどの目標を掲げる必要はありますか。

※環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン第3の5の(2)の③には、特定区域の設定を行う場合、「当該特定区域内で促進を図る特定環境負荷低減事業活動の内容が具体的かつ明確であり、かつ、当該事業活動を区域内の概ね過半で実施することを目指すなど、地域の実情に照らして特定環境負荷低減事業活動を相当程度実施又は拡大することを目指すものとなっていること。」とある。

「概ね過半」は例示であり、市町村が有機農業拠点創出・拡大加速化事業（旧：有機農業産地づくり推進事業）で有機農業実施計画を策定しているなど、地域の実情に照らして特定環境負荷低減事業活動を相当程度実施又は拡大することを目指す計画となっていれば特定区域は設定可能です。そのため、必ずしも耕作面積の過半で取組を実施することを目指す必要はありません。

3-9 特定区域を設定することで、みどりの食料システム法に基づく基本計画以外の既存の行政計画を変更する必要はありますか。

既に策定済みの行政計画（有機農業産地づくり推進事業で策定した有機農業実施計画など）の変更を求めることはありませんが、それらの計画と整合するようご留意ください。

3-10 特定区域の設定に当たり、地域の合意形成はどのように進めればよいでしょうか。

特定区域は設定して終わりではなく、その後は地域の生産者団体で特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定や有機農業を促進する栽培管理協定の締結など、地域ぐるみで環境負荷低減に取り組んでいただく必要があります。このため、地域ぐるみの環境負荷低減活動の中核となる生産者団体など、地域の主要なプレイヤーとあらかじめ推進方向の合意を形成しておくことが重要です。

公告・縦覧の手続きもあることから、すべての農業者と合意形成を図ることが必須という訳ではありません。

3-11 基本計画の作成後、新たに特定区域を設定するなどの変更があった場合は、作成時と同様の手続が必要となりますか。

変更の手続については、軽微なものを除き、作成時と同様の手続が必要となります。なお、特定区域を設定する際は、公告・縦覧の手続を設けていることに御留意ください。

3-12 特定区域において補助金等交付財産の目的外使用の承認等の行政手続のワンストップ化の措置を講じ、事業者を支援したい場合、基本計画において「求められる特定環境負荷低減事業活動の内容」として当該支援措置を位置づけておく必要がありますか。

基本計画に当該支援措置を位置づける必要はありません。

3-13 特定区域を設定しないにも関わらず、市町村が主導して基本計画を作成しても良いですか。

市町村主導で作成される基本計画は、基本的に当該市町村において、特定区域が設定され、主体的に制度の運用に関与することを想定しています。このため、都道府県全域をカバーする基本計画が作成される場合において、御指摘のケースは基本的には想定していませんが、地域の実情に応じて御不明な点等がありましたら、前広に御相談ください。

3-14 林業、漁業の取組を想定した特定区域の設定は考えられますか。

特定区域の設定メリット（農地転用許可等の手続のワンストップ化、有機農業を促進する栽培管理協定の締結・認可）を踏まえると、主として農業分野での取組が想定されますが、廃熱等地域資源の活用、先端的技術の活用による生産活動については、農林漁業いずれも対象となります。

具体的な案件があり、御不明な点等がありましたら、個別に御相談ください。

3-15 法第16条第3項に基づく公告・縦覧に関し、同条第4項の規定に基づく利害関係人からの意見書の提出を踏まえて計画案の変更を行う際には、再度、公告・縦覧を行う必要がありますか。

必要ないと考えられます。

3-16 公告・縦覧の実施手続に関して留意することがあれば教えてほしい。

公告・縦覧は特定区域を区域に含む市町村及び都道府県の両方でそれぞれ2週間行っていただく必要があります。ウェブサイトでのお知らせなど一般に広く周知するとともに、法第16条第3項に基づく公告・縦覧であり、同条第4項に基づき利害関係人が意見を提出できる旨を明確化するなど、法律に基づく措置であることが分かるようにすることが望まれます。

3-17 特定区域の設定によって補助事業の優先採択を受けた場合、永続的にその地域は加点されると考えていいですか。

各年度の交付要綱等で定めることとなりますが、特定区域の取組は各県の基本計画に沿って継続的に進めていただきたいと考えており、引き続き、特定区域への優遇措置については継続していけるよう検討してまいります。

3-18 特定区域を設定することで、具体的にどのようなアピール効果がありますか。

特定区域はみどりの食料システム法に基づき都道府県と市町村が連名で作成する基本計画の中で設定するものですので、法律に基づく枠組みの中で取組を推進していることや、環境負荷低減に取り組むモデル地区として都道府県と市町村が一丸となって推進していることを対外的に示すことができます。

新たに有機農業に取り組む生産者を増やすためには、このようなモデル地区を設定

していることを対外的にアピールすることが効果的と考えます。また、国においてもみどり戦略の各種広報誌や、農林水産大臣を本部長にして実施しているみどり戦略本部などで積極的なPRを行います。

【4 環境負荷低減事業活動実施計画等】

4-1 有機農業は環境負荷低減事業活動に該当しますか。

法第2条第4項第1号には、有機農業による取組も含み、土づくりを行った上で慣行基準よりも化学肥料・化学合成農薬の使用量を減らす計画であれば認定を受けます。

都道府県の慣行基準の定めのない品目で有機農業に取り組む場合も、都道府県が通常の営農管理において化学肥料・化学合成農薬を使用している作物であることを確認できれば、認定を受けることができます。

なお、認定の対象とする作物については、公平性の観点から、ウェブサイト等で公表することが望ましいと考えます。

【計画の認定を受けなければ、「有機」を名乗れなくなるのですか。】

本法律の認定制度は、有機農業にこれから取組もうとする方や、さらに取組を広げたい方の設備投資などを支援するものです。そのため、認定を受けないと「有機」を名乗れなくなるというものではありません。

なお、有機農産物等の表示については、従来どおり、JAS法に基づく手続が必要です。

4-2 温室効果ガスの排出削減の取組（2号活動）は、土づくり、化学肥料・化学農薬の低減（1号活動）に追加で取組まなければ認定が受けられませんか。

土づくり、化学肥料・化学農薬の低減（1号活動）と温室効果ガスの排出削減（2号活動）は、それぞれ別のメニューであり、農林漁業者はいずれかに取り組むことを計画申請すれば認定を受けることができます。

4-3 温室効果ガスの排出削減の取組ではソーラーシェアリングやバイオマス発電等により売電収入を得る取組も環境負荷低減事業活動の対象ですか。

本法律の計画認定制度においては、農林漁業に由来する環境負荷を低減する取組を認定の対象としており、温室効果ガスの排出削減の取組（2号活動）では、例えば、現在使用している燃油・電気の削減（省エネ）や、再生可能エネルギーへの転換等の取組が該当します。

このため、単に売電を目的とするソーラーシェアリングやバイオマス発電等では対象となりませんが、発電した電力を自らの営農活動に使う場合などは認定の対象となり得ます。

4-4 林業や漁業ではどのような取組が想定されますか。

本法律の計画認定制度においては、農林漁業全体で横断的に取り組むべき分野として、法第2条第4項第2号で、「温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動」を認定の対象としており、林業・漁業分野では、例えば、省エネ型機械・漁船への転換などの取組を想定しています。

なお、森林整備などのいわゆる吸収源対策については、対象に含まれません。

4-5 林業種苗（苗木）の生産は林業の取組となりますか。

主として請負によって山林用苗木を育成するための事業は、林業と解されます。

4-6 農林水産省令で定める事業活動（法第2条第4項第3号）は、どのようなものですか。

別途農林水産大臣が定める事業活動としてお示ししている告示（令和4年農林水産省告示1413号）のとおり、バイオ炭の投入やプラスチックの使用削減の取組など、5類型を追加で位置づけています。

4-7 水質汚濁防止に配慮した生産活動など、特に地域で普及を進めている取組についても環境負荷低減事業活動に該当しますか。

別途農林水産大臣が定める事業活動として、化学肥料・化学農薬の削減と合わせて行う、特に地域の環境保全に資する生産活動については、基本計画で具体的に位置づけて認定することが可能です。具体的な取組が想定される場合は、個別に御相談ください。

4-8 農業協同組合、農業協同組合連合会、経済農業協同組合連合会、集落営農組織等の農業者の団体は、環境負荷低減事業活動実施計画や基盤確立事業実施計画の申請者になれますか。また、どのようなケースが想定されますか。

基盤確立事業実施計画の申請者の属性に制限はなく、また、農業協同組合、農業協同組合連合会、経済農業協同組合連合会、集落営農組織等は、法第2条第3項に規定する「農林漁業者」に該当しますので、これらの団体は、法人格の有無に関わらず環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画いずれの申請者にもなります。

特に、農協等が、環境負荷低減事業活動実施計画等の申請者となるケースとしては、例えば、環境負荷低減事業活動として農作業受託サービスの提供又は自ら農作物の生産を行う場合などが考えられます。

4-9 計画には、取組面積の拡大や削減率の深堀りなど、上向きの目標を設定しなければならないですか。

制度上、目標と取組内容が整合的なものとなっていれば、例えば、現状維持の取組・目標を掲げる計画であっても認定することは可能です。

ただし、新たな設備や技術の導入など投資を伴う計画については、通常、何らかの上向きの目標を設定することが想定されるものと考えられます。

4-10 更新認定を行う場合、新たな技術を導入したり、現状よりも上向きの目標を設定したりする必要がありますか。

旧持続農業法のように1つ以上の新たな技術導入をしないと更新認定ができない等の定めはありません。当初の認定と同様に、目標とこれに向けた取組内容が適切であるか等について審査し、認定することとなります。

なお、直近の認定計画に掲げた目標が達成されていない場合には、通常、計画の更新時には、これを踏まえた目標や取組内容の見直しを行う必要があると考えられます。

4-11 環境保全型農業直接支払交付金制度を活用する農業者団体は、環境負荷低減事業活動実施計画を提出することができますか。

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知）の第1で定める対象者（農業者の組織する団体及び農業者）はいずれも、化学肥料・化学農薬を5割以上低減させる取組又は有機農業の取組を行っていますので、この中で土づくりにも取り組んでいれば環境負荷低減事業活動に該当し、環境負荷低減事業活動実施計画を提出することができます。

なお、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている農業者は、環境保全型農業直接支払交付金を受給する上で必要となる「推進活動」の実践が免除されます。

4-12 化学農薬の使用低減に当たっては、基本方針の目標を踏まえ、化学農薬の「リスク」を勘案して認定しなければならないのですか。

実務的には、旧持続農業法の計画認定と同様、有効成分の延べ使用回数等に着目して認定する運用を想定しています。

「リスク」の低減については、今後、低リスク農薬の開発・普及を含め、中長期的に対応していく課題であると認識しています。

4-13 化学農薬の使用削減の取組について、その回数は有効成分の使用回数ではなく、散布回数でカウントしてもいいですか。

特段の定めはありませんので、個別の取組内容や品目、各都道府県の慣行基準等に応じて、「有効成分の使用回数」「散布回数」「使用量」など、化学農薬の削減に取り組むことが確認できる適切な指標が記載されていれば構いません。

4-14 実施計画の認定における市町村の役割を教えてください。

特定区域の設定や特定区域内で促進する活動については、その検討段階から、関係市町村に主体的に関与していただくことを主に想定しています。

このため、特定区域の中で行われる特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に当たっては、都道府県から関係市町村への意見聴取の規定（法第21条第17項）を設けており、特定区域の設定の趣旨に合致した取組となっているか等について確認いただくことを考えています。

4-15 認定の事務を都道府県から政令市等に移譲することを検討しているが、特段の問題はないですか。

各都道府県の裁量により、域内の市町村との調整の上で対応することが可能と考えています。法務上の御不明な点がある場合には、個別にお問い合わせください。

4-16 環境負荷低減事業活動の認定水準（目標等）について、都道府県間の平準化はどのように考えていますか。

環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容について、基本的な考え方は基本方針でお示ししているとおり、国としては、認定に際し、既存の旧持続農業法に基づく認定農業者の取組を包含するよう御配慮いただきたいと考えています。

都道府県によって環境保全型農業の実施状況等もさまざまであることから、認定水準等については、必要に応じて、各都道府県において任意に定めていただくことが可能です。

4-17 国で一律の認定水準を定めないのでですか。

品目や地域によって営農条件や取組の難易度が異なることや、各都道府県の慣行レベルもさまざまなことから、全国一律の定量的な認定水準は定めていません。

本制度では、意欲的に環境負荷低減に取り組もうとする方を支援し、その取組の裾野を拡大していくことを主眼としており、これを踏まえて、各地の状況に応じて審査・認定いただくようお願いします。

実際の認定審査に当たっては、環境負荷低減の目標とこれに向けた取組状況（設備投資の内容を含む。）が適切であるかどうか等について、例えば、旧持続農業法に基づく技術導入指針や「みどりの食料システム戦略 技術カタログ」等を参考にさせていただきながら確認いただくことが考えられます。

4-18 近年増加傾向にある「堆肥入りの肥料」については、「有機質資材の施用」の「有機質資材」に該当しますか。若しくはあくまで肥料であることから該当しないのでしょうか。

「堆肥入りの肥料」については、含まれている堆肥の部分を有機質資材と解していただいて構わないと考えます。

4-19 温室効果ガスの排出削減の取組（2号活動）は、どのような基準に基づいて認定すればよいですか。

農林漁業における温室効果ガスの排出削減の取組は、二酸化炭素だけでなく、メタンや一酸化二窒素に関するものも含め、多様な事業活動が該当することから、「0%削減」等の定量的な水準を国で一律に定めることは困難と考えています。

このため、計画の認定に当たっては、燃油使用量の削減や取組面積等の目標が温室効果ガスの排出削減に寄与するか、それに向けた取組内容が適切なものとなっているかどうか等を確認し、認定いただくことを想定しています。

具体的に想定される主な取組例について、別紙 1 のとおり取りまとめているので、認定に当たっての参考としてください。

4-20 牛の早期出荷は温室効果ガスの排出削減の取組（2号活動）に該当しますか。

早期出荷により、牛の消化管内発酵や排泄物に由来するメタン及び一酸化二窒素の排出が削減されますので、2号認定（温室効果ガスの排出削減の取組）が受けられます。

家畜改良増殖目標の標準的な肥育終了月齢※よりも早期に出荷していること等を確認し、認定いただくことを想定しています。

家畜改良増殖目標の肥育終了月齢の目標数値を達成した場合に認定となることが望ましいですが、地域によって営農条件や標準的な肥育期間にバラつきがあることから、認定水準等については、必要に応じて、各都道府県において任意に決めていただくことが可能です。

本制度では、意欲的に環境負荷低減に取り組もうとする方を支援し、その取組の裾野を拡大していくことを主眼としており、これを踏まえて、各地の状況に応じて審査・認定いただくようお願いします。

※ 標準的な肥育終了月齢については、家畜改良増殖目標において、品種ごとに肥育期間の短縮等を目指した肥育月齢等がありますので、ご参考ください。

（参考）家畜改良増殖目標

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/tikusan_sogo/attach/pdf/rakuniku_kihon_houshin-24.pdf （P22）

4-21 農林水産大臣が別途定める事業活動（3号活動）の5類型について、具体的な取組イメージを教えてください。

具体的に想定される取組例について、別紙2のとおり取りまとめているので御参照ください。このほかに地域で取り組まれている活動が告示で定める類型に該当するかどうかについては、個別に御相談ください。

4-22 農業者が作成する旧持続農業法の導入計画と本法律の実施計画について、記載事項は大きく変わりますか。

旧持続農業法の導入計画の記載内容に沿って記載いただければ、大きく変わる点はありません。（ガイドライン別記様式第7号を参照してください。）

具体的な様式については各都道府県にお問い合わせください。

4-23 経営面積又は認定を受けようとする農作物の作付面積の概ね2分の1以上で環境負荷低減事業活動に取り組む場合でなければ、みどり認定を受けることができませんか。

基本方針第二の2（2）において、「農林漁業者の経営状況等に照らして環境負荷低減事業活動に相当程度取り組む見込みであること」と定め、ガイドライン第4の3（1）①ウ及び②エにおいて、

- ・経営面積の概ね2分の1以上の面積で（特定）環境負荷低減事業活動に取り組むことや、
- ・（特定）環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上であること

を例示していますが、この他にも、地域における当該農作物の平均的な経営面積の2分の1以上に相当する面積で環境負荷低減に取り組むなど、全体面積に占める割合だけでなく実面積を鑑みた上でも相当規模で取り組むと見込まれる場合には、都道府県の実情に応じて認定していただくことは可能です。判断に迷う場合は、最寄りの地方農政局等に御相談ください。

4-24 有機 JAS を既に取り得している有機農業者が作成する実施計画は、どのようなものとなりますか。

慣行栽培等を行っているほ場を転換するなどにより、有機農業を行う面積を拡大する取組などが想定されます。

また、有機 JAS を取得している場合は、実施計画の記載の簡略化が可能ですので、各都道府県に御相談ください。

4-25 計画認定後、都道府県において、定期的に計画の実施状況をフォローアップする必要がありますか。

実施計画における特例措置の実施状況等を把握する観点から、法第46条第1項の報告徴収の規定に基づき、都道府県による制度運用の中で、適切にフォローアップいただきたいと考えています。

具体的には、認定を受けた農林漁業者から都道府県知事に対して、年1回、実施状

況報告書を提出いただく方法を想定しています。

4-26 毎年提出される実施状況報告では、どのように内容を確認し、達成していない場合には、どのように指導を行いますか。

計画書と実施状況報告書の内容を照らし合わせ、計画に従って取組が行われているどうかを確認します。

特に計画に記載された取組（技術導入等）が行われていない場合には、状況の聞き取りや改善に向けた指導を行うことを想定しています。

4-27 認定者に対し、毎年度の実施状況報告を求める必要がありますか。

環境負荷低減の取組は、特に肥料や農薬、燃油等の資材使用量と関連が深く、これらの使用状況等を記録・保存することが重要となります。

このため、国としては、現場に対して過度に負担をかけることを意図しているわけではありませんが、ガイドライン第4の6（認定計画のフォローアップ）に記載しているとおり、毎年度、計画の実施状況の報告を求めることが望ましいと考えています。

4-28 毎年の実施状況報告が提出されない場合、どのように指導を行いますか。何度も提出の指導を行っても提出されない場合には、実施状況報告が提出されないことをもって認定を取り消すことはできますか。

必要に応じて、当該者に対する聞き取り等を通じて計画に従って取組が行われているかどうかを確認いただくとともに、実施状況報告書の提出を求めていただくことを想定しています。

なお、認定の取消は、法第20条第3項又は第22条第3項の規定により認定計画に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認められる場合に限られており、実施状況報告書が提出されないことをもって認定の取消事由には当たらないものと考えます。（法律上、報告徴収に応じない場合には、法第51条の規定により罰則規定が設けられています。）

4-29 農地転用許可のワンストップ化では、農振除外等の手続も省略されますか。

本特例は、あくまで申請者が行う農地転用許可に係る手続をワンストップ化するものであり、これに伴い必要となる他の手続については、従来どおり必要となります。

4-30 複数の都道府県を跨ぐ形で環境負荷低減事業活動実施計画等を申請することはできますか。

複数の都道府県をまたぐ場合には、それぞれの都道府県で作成されている基本計画の推進に寄与するものとして、各都道府県に対して実施計画を提出していただくこととなります。

4-31 実施計画の申請に当たっては、土壌診断結果を添付することとされていますが、土壌診断はどの程度の粒度で行えば良いですか。また、計画申請の段階で行う必要がありますか。

計画の申請に当たって、土壌診断結果の添付は必須としています。その手法や粒度については特段の定めはないため、各地域の実績を踏まえつつ適正な施肥の実践等につながるよう実施いただきたいと思います。

4-32 1号活動の申請を行う場合、土壌診断結果の添付が必須となっていますが、どこに定められていますか。ガイドラインに拘束力はなく、施行規則に規定すべきではないですか。

旧持続農業法における運用状況も踏まえ、国の基本方針第二の2(2)①において、「具体的には、定期的に土壌診断を行った上で、(中略)取り組むものとする。」としています。

なお、土壌診断の手法や項目について特段の定めはなく、各地域の実績を踏まえつつ適切な施肥の実践等につながるよう土壌診断を実施いただければ構いません。

4-33 環境負荷低減事業活動として「土づくり、化学肥料・農薬の使用減少」に取り組みたいのですが、土壌養分が蓄積し堆肥の施用を控えるべきとの土壌診断結果が出ている場合でも、当該取組類型で申請して認定を受けることはできますか。

土壌診断の結果を踏まえて、土壌の性質(物理性・化学性・生物性)の改善のために必要な取組を行う計画となっていれば、認定することが可能と考えます。(現状、堆肥の施用を控えている場合であっても、5年間の計画の中で、土壌診断の結果を踏まえて、必要に応じて有機物資材の施用をすることが記載されていればよいと考えます。)

4-34 土づくり、化学肥料・化学農薬の低減(1号活動)での申請において、申請時の土壌診断結果の添付が必須となっていますが、申請時でなく実施計画の期間中の提出とすることはできますか。

土壌診断は、土づくり、化学肥料・化学農薬の低減(1号活動)を行う上で、適正な施肥や土づくりを行うために欠かせないものです。

このため、実施計画作成に当たっては、まずは、現在のほ場の状況を把握した上で、具体的な目標設定や取組内容を検討することが効果的であると考え、原則、申請時の土壌診断結果の添付を必須としています。

しかしながら、みどり投資促進税制対象機械の購入時期の兼ね合いなど、申請・認定時期に配慮すべき事由があり、後日速やかに土壌診断結果を提出することが見込まれる場合は、実施計画の取組内容に土壌診断を実施する旨を記載し、実施状況報告の際に土壌診断結果を提出することを条件に認定を行うことは可能と考えます。

4-35 計画に記載する面積の単位（精度）は概数でいいですか。年度ごとに面積の変更が想定される場合、面積の確認は必要ですか。

概数で構いません。

また、年度ごとの取組状況については、実施状況報告書において確認いただくこととなります。

（なお、計画書には、取組面積の「現状」と「計画終期（5年後）の目標」を記載いただくことになっているため、ローテーション等により年度ごとに取組面積の増減がある場合でも、計画変更等の手続きは不要と考えています。）

4-36 関連措置実施者には、申請する農家に資材提供をしている者や生産された農林水産物を用いて加工流通を行う者を位置づける必要がありますか。また、認定を受けることで関連措置実施者にメリットはありますか。

資材の提供並びに生産された農林水産物の加工及び流通を行う者については、必ずしも関連措置実施者として計画に位置づける必要はないと考えています。一方で、関連措置実施者に位置づけられることで、食品等持続的供給促進資金や畜産経営環境調和推進資金を受けられるメリットがありますので、必要に応じて位置づけを御検討ください。

4-37 J-クレジット制度に登録されたプロジェクトに取り組み、同じ取組でみどり認定を受けることは可能ですか。

同じ取組でみどり認定を受けることは可能ですが、J-クレジットは譲渡・販売された時点で、CO₂削減分の環境価値も購入者等のものになり、J-クレジットの創出者はその価値を主張できなくなります。「CO₂削減に取り組んでいます」といった表示はできませんので御注意ください。

（記載例）×「みどり認定を受けてCO₂削減に取り組んでいます」

○「みどり認定を受けてCO₂排出削減クレジットの創出及び販売に取り組んでいます」

（グループ認定について）

4-38 農業者の団体（グループ）が一括で環境負荷低減事業活動実施計画等を申請し、団体や構成員が税制・金融等特例を受けたい場合に、申請書における申請者目標や実施内容についてどのように記載すればよいですか。

申請者欄については、団体名のみでの申請とするか、団体名とその構成員すべてを併記するかは問いませんが、団体名のみで申請を行う場合には、計画書の実施体制欄等において、当該特例を活用する構成員が明確に位置づけられている必要があります。

また、グループでの申請であっても、認定要件を確認する上で、事業活動を実際に行う者（＝構成員たる事業者）のそれぞれの目標や実施内容、取組面積等を記載いただく必要があります。

さらに、特例措置を活用する際に添付する別表についても、特例を活用する構成員ごとに作成し添付してください。団体が共同利用設備を導入する場合は、団体としての別表の作成が必要となります。

なお、取組内容、面積等が確認できるものとなっていれば様式については一覧表な

どを用いて簡略化いただくことも可能です。

4-39 申請主体になれる団体（グループ）の要件はありますか。

法及び基本方針に定めるほか、特段の要件はありません。

法人格の有無にかかわらず、農業者が直接又は間接の構成員となっている団体であれば、農協や農協の生産部会、集落営農組織、環境保全型農業直接支払交付金の申請を行う農業者団体（任意組織）などの単位で申請が可能です。

（通常、品目や活動内容に共通項を有する団体での申請が想定されます。）

4-40 グループ申請の計画書はどのように作成すればいいですか。

グループ申請であっても、事業活動を実際に行う者（＝構成員）それぞれの活動内容や目標、取組面積、経営規模等について把握できるようになっていることが必要です。

特に設備投資を行う計画の場合、取組内容や経営規模に照らして適切なものとなっているか確認する必要があります。

その上で、例えば、団体としての共通の取組内容を計画書本体にまとめ、個々の構成員の取組内容等については一覧表などで整理して添付することも可能と考えています。具体的な作成イメージは「手引き」を参考にしてください。

手引き：[みどりの食料システム法について（みどり認定、基盤認定）：農林水産省](#)

4-41 団体名で申請を受けても、その構成員が税制等の特例措置を活用することはできますか。

団体名での申請の場合も、その計画に含まれる構成員であれば特例措置を活用することができます。その際、

①当該活動に取り組む構成員であることが、計画の中に明確に位置づけられていること（一覧表でも可）

②必要な別表については、特例を活用する者ごとに作成し計画に添付することが必要です。

4-42 経営面積、作物別の面積で「概ね2分の1以上環境負荷低減事業活動」の見込みがあることがガイドラインに示されていますが、グループ申請の場合は、団体としての「2分の1以上」でもいいですか。

申請主体となる団体の性格に応じて異なるものと考えます。

具体的には、当該団体として農業経営を行っている場合（＝団体が1つの経営体とみなせる場合）は、団体として2分の1以上でも構わないと考えられます。

一方で、あくまで個々の構成員が個別に農業経営を行っている場合には、それぞれの個人が2分の1以上で取り組む計画となっている必要があると考えます。

4-43 グループ申請とは別の活動に取り組む場合、申請が重複することになるが「延べ数」として集計していいですか。

重複を排除し、環境負荷低減に取り組む農林漁業者の実人数を集計することが望ましいですが、事務負担軽減の観点から延べ数で構いません。

4-44 グループ申請の場合、例えば、特別栽培米部会の認定計画では「年度により構成員が増減する」ことが想定されます。この場合、どのような手続きが必要となりますか。

構成員が変わる場合は、「軽微な変更」ではなく「計画の変更」の手続きが必要です。

4-45 強い農業づくり総合支援交付金で共同選果場の要望を挙げる際にポイント加算をできるようにするには、受益産地の団体すべてがグループ申請で認定を受けないと加算できないでしょうか。受益産地の過半が認定をうければ加算できるでしょうか。

各事業によって異なることから、交付要綱等を御確認いただき、不明な点は地方農政局等の事業担当に御相談ください。

4-46 グループ申請の場合、任意団体には規約が必要ですか。

必ずしも規約は必要ありません。

ただし、申請に当たっては代表者を定めていただく必要があります。

(なお、グループ認定した任意団体で補助事業に申請する場合には、当該補助事業で規約等を要件している場合があるため御留意ください。)

4-47 構成員一覧のエクセル表の作成も負担が大きいことから、さらなる簡素化のため、団体としての申請書1本+構成員名簿+特例を受ける構成員の別表で申請することはできませんか。

申請主体となる団体の性格に応じて異なるものと考えます。

例えば、当該団体として農業経営を行っている場合(=団体が1つの経営体とみなせる場合)は、団体としての申請書に構成員名簿を添付することでも差し支えないと考えます。

具体のケースで迷うことがあれば個別に御相談ください。

4-48 グループ申請における実施状況報告は、個人の内訳を含めて報告するのでしょうか。

申請時に個別の目標を立てて合算していただいていることから、実施状況報告時にも各個人の状況を内訳として報告いただくことが適当です。

4-49 目標が未達成の場合の指導は、JAや生産部会で認定された場合は、代表者への指導か、それとも個別の農家ごとに指導するのどちらですか。

団体申請の場合は、団体全体としての実施状況を報告いただくことを想定しており、代表者に対して指導を行うものと考えています。

4-50 グループ申請に当たり、構成員に係る内容を別表にまとめる際には、事業活動の内容及び目標等は個別農家ごとにすべて記載する必要がありますか。

構成員の一覧表においては、「環境負荷低減事業活動の内容及び目標」や「経営規模等」については構成員ごとに記載いただく必要があります。一方、税制特例や補助事業のメリット措置を活用して農業機械等の取得や施設整備をする予定の場合は、その「用途・用途」、「調達方法」、「金額」、「活用予定の特例措置」を記載いただき、その上で、該当特例の別表様式を添付していただく必要があります。

なお、特例措置を受ける予定がなければ当該情報の記載は任意で構いません。

4-51 グループ申請に当たり、構成員に係る内容を別表にまとめる際、経営の持続性の確保に関する事項はどの程度記載すれば良いですか。

環境負荷低減事業活動に取り組むに当たって、経営として成り立っていることが前提のため、売上－経費＝所得の概算値を記載していただくことにしています。一方で、設備投資の妥当性や経営の持続性は「所得」のみでも確認し得るため、「売上高」及び「経営費」については省略可能と考えます。

なお、所得の概算値の記載に当たり、実態と遜色ないという整理が可能な場合は、売上を「個々の面積×平均収量×JAの農家支払単価」、経費は「県の経営指標のコメ経費」として所得を算出するといったことも可能です。

4-52 グループ申請の場合、計画の実施期間中に構成員数が増減した場合、どのような対応が必要でしょうか。

構成員が増減する場合は、構成員の特例措置の活用見込みなど個々の状況に鑑み、適切なタイミングで変更手続きを行う必要があります。

なお、構成員が追加される場合、特段の理由がなければ、当初の計画実施期間を変更する必要はありません。

4-53 同一個人が複数のグループで環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けることはできますか。

同一の農地を同一作物で複数認定することはできません。例えば、JAの水稲部会でグループ申請をした農地を、近隣農家で組織する任意組織でもグループ申請を行うことはできません。

一方で、同一個人が異なる品目の2つのグループ申請で認定を受けることは可能です。また、同一農地でも、表作・裏作それぞれ異なる品目の場合に別々のグループで、同一農地をダブルカウントで申請することは可能です。

なお、既に個人で認定を受けた生産者が、同一農地の同一作物について、団体の構成員として認定を受ける場合は、個人で受けた認定を取消すべきものと考えられます。(ガイドライン第4の5(2)⑦を参照)

(特定認定について)

4-54 「農林漁業者の経営状況等に照らして相当程度取り組む見込みであること」(基本方針第二)とはどのような意味ですか。

計画認定制度の趣旨を踏まえ、取り組む活動の規模が、その農林漁業者の経営規模等からみてごく一部に過ぎない場合には、認定を行わないことを意味するものです。

実務的には、例えば、経営面積の概ね2分の1以上で環境負荷低減事業活動に取り組むことや、環境負荷低減事業活動に取り組む農作物が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上で取り組むことを目指す計画となっているかを目安に認定を行うことが考えられます。(ガイドライン第4の3(1)①ウ及び②エを参照してください。

4-55 特定環境負荷低減事業活動における「集団又は相当規模」の「相当規模」とは、どの程度の規模を指しますか。

特定環境負荷低減事業活動は、基本的には集団で取り組むことでより高い効果が見込まれる取組を位置づけるものですが、個人の活動であっても、その効果に着目し、集団で取り組む場合と同程度の規模で行われるものであれば、認定が可能であることを意図したものです。

実際には、特定環境負荷低減事業活動として行う活動内容や、当該地域における一般的な経営規模等によっても異なることから、一概に基準をお示しすることは難しいですが、国として画一的に下限面積等を定めるつもりはなく、弾力的に運用いただき、地域の事情に応じてモデルとなる取組を認定いただければと考えています。

4-56 特定環境負荷低減事業活動における「相当規模」の考え方ですが、取組面積(経営規模)以外の指標はあるのでしょうか。

面積以外の指標については、地域に供給している有機農産物の取扱量なども指標になりうると考えます。ただし、相当規模とするからには定量的に定める必要はあるかと思いますので、技術普及を積極的に行っていることから、影響力があるといった内容を指標にするのは難しいと考えます。

4-57 特定区域外の実施計画についても、特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載することはできますか。

特定環境負荷低減事業活動実施計画には原則として特定区域内における取組を記載ください。ただし、特定区域内で集団または相当規模で環境負荷の低減に取り組む農林漁業者が、生産方式又は流通方式の共通化を図った上で、特定区域外でも環境負荷低減活動に取り組む場合は、特定環境負荷低減事業活動実施計画に特定区域外の実施計画も記載いただくことが可能です。特定区域外で行う取組を含む計画の認定にあたっては、あらかじめ、特定区域を設定した市町村に加え、計画に係る市町村の意見も聴取ください。

なお、計画が認定された場合、特定区域外で行う取組についても、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定のメリット措置を活用可能です。

4-58 特定区域外に居住地があっても、区域内に取組を行うほ場があれば特定環境負荷低減事業活動実施計画の申請ができますか。

居住地が特定区域外であっても取組が特定区域内で行われていれば、申請可能です。

4-59 同一個人が環境負荷低減事業活動実施計画と特定環境負荷低減事業活動実施計画で認定を受けることはできますか。

原則、同一ほ場・同一作物の取組について重複認定はできませんが、同一個人で認定を受けることは可能です。以下のようなケース等が考えられます。計画の申請にあたっては特定環境負荷低減事業活動及び環境負荷低減事業活動の計画様式を御活用ください。

(例1) 水稻と露地野菜で環境負荷低減事業活動に取り組んでいる場合、水稻部会で水稻についての特定環境負荷低減事業活動の認定を受け、露地野菜部会で野菜についての環境負荷低減事業活動の認定を受ける。

(例2) 特定区域内の農業者が有機米と特裁米を栽培している場合、有機米は特定環境負荷低減事業活動実施計画で認定を受け、特裁米は通常認定で認定を受ける。

4-60 特定区域の設定を受けて、既に環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている農家が、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に変更することはできますか。

特定環境負荷低減事業活動実施計画の申請書類に、「特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた際は、〇年〇月〇日付（文書番号）で認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画の取組は特定計画に含まれるため、以後実施しない」旨を記載した書類を添付し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定と併せて、環境負荷低減事業活動実施計画の認定取り消しを受けてください。

すでに認定を受けている環境負荷低減事業活動実施計画で農業改良資金等の特例を受けており、認定の取り消しで不利益を生じる可能性がある場合は、環境負荷低減事業活動実施計画は取り消さずに、後から認定を行う特定環境負荷低減事業活動実施計画の中で、「(申請者名)の〇〇の取組については、〇年〇月〇日付（文書番号）で環境負荷低減事業活動実施計画の認定済。」等、すでに認定を受けている取組であることが分かるように整理ください。

4-61 特定環境負荷低減事業活動実施計画の申請に必要な最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書がない場合はどうしたらいいですか。

法人については規定どおり事業報告書等を提出する必要がありますが、JA等の構成員などについては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類として、最近1年間において所属するJA等の部会における当該個人の出荷量や栽培面積などをもって代えることが可能です。手引きで示すグループ申請の別表に列を追加してまとめるなど省力化を御検討ください。

4-62 特定区域内で通常のみどり認定を受けることはできますか。

可能です。

4-63 特定認定を同一ほ場・同一作物で重複して受けることは可能ですか。

(補足：A 県は、B 市と C 市で特定区域を設定している。ある農業者は B 市に農地を持ち、C 市に在住している。B 市の特定認定（グループ申請）の申請事務が進んでいる中、C 市の近隣農家との任意組織での特定認定申請も検討している状況。)

原則、同一ほ場・同一作物での重複認定はできませんが、例えば、後で認定を行う任意組織のグループ申請の一覧表の備考欄などに、「B 市の認定 No.〇で認定済み」などを記載し、重複して認定していないことが分かるように整理するといった方法が考えられます。

4-64 「有機農業」の類型で特定区域を設定しているが、区域設定に係る基本計画の記載に特別栽培の取組についても記載がある場合、この取組で特定環境負荷低減事業活動実施計画の申請ができますか。

有機栽培と合わせて取り組むものとして特別栽培に係る記載を基本計画に含めることも許容していますが、「有機農業」の類型で設定した特定区域で特別栽培を行う場合は、特定環境負荷低減事業活動実施計画ではなく、環境負荷低減事業活動実施計画の申請をしてください。

【5 基盤確立事業実施計画】

5-1 ソフトウェアの製造・販売は基盤確立事業の対象となりますか。

認定の対象となり得ます。認定された場合、日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の新事業活動促進資金の融資を受けることが可能です。

ただし、農業者のみどり投資促進税制の対象設備としては、「機械装置、器具備品」に限られ、ソフトウェア単独では対象となりませんので御注意ください。

5-2 下水汚泥資源を活用した肥料の製造・販売は基盤確立事業の対象となりますか。

認定の対象となり得ます。認定された場合、みどり投資促進税制の適用や、日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の新事業活動促進資金の融資を受けることが可能です。

また、事業の実施に必要な設備投資等をみどり戦略交付金で支援しています。交付金の活用を希望される場合は、設備を導入する場所を管轄する地方農政局等まで前広に御相談ください。

5-3 再生可能エネルギー発電設備を用いて得られる電気を供給する事業は基盤確立事業の対象となりますか。

電気は、「資材又は機械類その他の物件」（法第2条第5項第3号）に該当しないため、対象とはなりません。御指摘の事業は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律等の措置により、その適切な促進に努めてまいります。

5-4 基盤確立事業の農地転用許可のワンストップ化について、都道府県はどのように関与しますか。

基盤確立事業では事業者から国に申請が行われることから、該当する計画申請があった場合は、認定に際し、国から都道府県等（当該農地が農地法上の指定市町村にある場合には、当該市町村）に協議を行うこととなります。あくまで事業者の申請をワンストップ化するものであり、農業委員会への意見聴取など、必要な手続については従来と同様に行われることとなります。

（種苗法の特例について）

5-5 都道府県等の公設試験研究機関は、基盤確立事業の申請者になれますか。また、新品種の育成に係る出願料・登録料の軽減措置を受けられますか。

公設試験研究機関は、基盤確立事業の申請者になり得ます。また、認定基盤確立事業の成果に係る出願料・登録料の軽減措置を受けることが可能です。

5-6 都道府県の試験場の職員や、種苗会社の従業員が育成した新品種については、どのような取扱いとなりますか。

これらの新品種は、法第42条第1項第2号に規定する「職務育成品種」に該当します。

職務育成品種について出願料の軽減申請を行う場合は、出願料軽減申請書に、施行令第3条第2項に基づき、職務育成品種であることを証する書面（勤務発明届け写し、職務発明に関する認定・決定通知写し等）や、使用者等（都道府県知事等）が品種登録出願をすることを定めた契約、勤務規則の写し等の添付が必要となります。登録料の軽減申請についても同様となります。

5-7 種苗法の特例の対象となるのはどのような新品種ですか。

従来の品種にない優れた機能を有し、化学肥料や化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出の量の削減といった環境負荷の低減に資する生産方式に適した新品種が対象となります。

具体的なイメージとしては、例えば、

- ①〇〇病に対する抵抗性を持ち、従来品種に比べて農薬使用回数が削減可能
 - ②耐寒性の向上により、従来品種に比べ生産時の燃油使用量が〇割程度削減可能
- といったものが想定されますが、基盤確立事業実施計画の中で、これから育成しようとする品種が、どのように環境負荷の低減に資するのか、御説明いただくようお願い

いします。

また、これらの特性については、客観的かつ再現性のある評価が可能であることが求められます。

5-8 病害虫抵抗性を有する品種であれば、どのような品種でも対象となるのですか。

基盤確立事業については、「事業効果が広域的に波及すること」や「一定の先進性を有すること」が求められます。（基本方針第五を参照）

このため、例えば、単に病害虫抵抗性を有することをもって対象になるのではなく、育成しようとする品種が、従来の病害虫抵抗性品種に比べて、環境負荷の低減に資する観点からどのように優れているか、また、広域的に普及が見込まれるものであるかについて、実施計画の中で御説明いただきますようお願いいたします。

5-9 既に育成されている品種について、これから品種登録を行う場合、種苗法の特例の対象となりますか。

種苗法の特例は、本法律及び基本方針の趣旨に照らし、環境負荷の低減に資する新品種の育成を行おうとする基盤確立事業実施計画の認定を受けて、同計画の成果として育成された新品種に対して適用されるものです。

このため、既に育成されている品種について、事後に基盤確立事業実施計画を作成する場合については、種苗法の特例の対象とはなりません。

ただし、既に育種の取組が開始されていても、まだ新品種として完成されていない場合については、新たに基盤確立事業実施計画を作成し、同計画の成果として新品種が育成されれば、種苗法の特例の対象となる可能性があります。

5-10 育種目標は他社に知られたくないのですが、認定された基盤確立事業実施計画は公表されますか。

主務大臣は、基盤確立事業の認定をしたときは、認定の日付、事業者の名称、基盤確立事業の内容について公表することとなっています。ただし、育種目標など、競合他社には知られたくない事項があると思いますので、公表する内容についてはあらかじめ国と事業者の間でよく御相談をした上で、可能な範囲で公表することとなります。

【6 有機農業を促進するための栽培管理に関する協定】

6-1 有機農業栽培管理協定と基本計画はどのような関係ですか。協定制度を活用するためには、どのような考え方で特定区域を設定すればよいですか。

有機農業栽培管理協定については、特定区域内で行われる特定活動として行われる有機農業の団地化に取り組む場合に締結できるものです。このため、協定制度を活用するためには、基本計画で特定区域を設定し、当該特定区域において有機農業を推進していく旨を定めておく必要があります。

したがって、地域でまとまって有機農業に取り組む素地や要望等がある地区については、周辺の農用地も含むような形で、ある程度広範に特定区域として設定すること

を御検討ください。

なお、協定区域については、特定区域内のすべての農用地を対象とする必要はありません。

6-2 協定区域の規模に定めはありますか。

協定区域の規模について特段の定めはありません。

協定締結には、関係する農用地の所有者等の全員の合意が必要であることから、全員の合意が得られる範囲内で、団地化の効果が期待できる一定のまとまりを有していれば締結できます。

なお、協定区域については、特定区域内のすべての農用地を対象とする必要はありません。

6-3 全員合意を前提とするのは、要件が厳しすぎませんか。

関係する農用地について、複数の所有者（共有者）が存在する場合には、代表者の合意が得られれば協定を締結することが可能ですか。

協定制度では、地域で安定的に有機農業に取り組めるよう、協定認可後に農用地の所有者等になった者に対してもその効力が引き継がれる「承継効」という民法上の特則を設けていることから、あらかじめ、当該農用地に係る所有者等の全員の合意を得ることを要件とする仕組みとしています。

一方で、制度の運用に当たっては、あくまで地域の実情を踏まえ、関係する農用地の所有者等が合意できる範囲で活用できるようにしています。（団地の規模感や集約の程度等について、国が画一的な基準を定めることは考えていません。）

有機農業については、地域によって取組状況も異なることから、まずは、市町村長等のリーダーシップの下で、取組の素地や意欲のある地域において、活用事例を作っていくたいと考えています。

6-4 協定に定める事項について、緩衝地帯や有機農業・慣行農業それぞれの実施区域などを定める必要がありますか。

協定に定める事項はあくまで協定の当事者同士で定めるものであり、地域によって事情は異なると考えています。ただし、市町村長の認可により承継効が生じることとなるため、有機農業を行う農用地の区域を固定化する等、土地利用を不当に制限する内容を定めることは適当ではないと考えています。

（ガイドライン第5を参照してください。）

6-5 有機農業者だけで協定を締結することは可能ですか。

協定は、現在において、有機農業と有機農業以外の農業との間で栽培管理の調整を複数人で行うことを想定しており、有機農業ほ場のみを対象に締結することは想定していません。

6-6 協定における緩衝地帯の設置は有機農業者側のみで行うものですか。

緩衝地帯を設置するかどうか、どのように設置するか等については、国で一律に定めるものではなく、地域や農業者同士の話し合いで決めていただくものとなります。

6-7 「協定に違反した場合の措置」とはどのようなことを想定していますか。

協定はあくまで私人間の契約であり、当事者間で合意できる内容が基本です。具体的には、過度な制約とならない範囲での違反行為の差し止めや違約金の支払いなどを想定しています。

【7 みどり投資促進税制】

(全般)

7-1 特別償却の特例は、農業者にとってどのようなメリットがありますか。

設備投資を行った場合、通常は、機械等の耐用年数に応じて毎年一定の方法で減価償却を行うところ、特別償却は、設備投資の初年度に減価償却を上乗せすることができるものです。

初年度の経費を多く計上できるため、特別償却をしない場合と比べて、手元に多くの資金が残せることとなり、資金繰りの面でメリットがあります。

7-2 税制の適用を受けるためには何をすればよいですか。

みどり投資促進税制は、認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画又は基盤確立事業実施計画に従って行う取組において必要となる設備投資を対象とした税制措置となります。

このため、まずは計画を作成し、認定を受けなければなりません。認定を受けようとする都道府県（農業者の場合）、最寄りの地方農政局等（基盤確立事業者の場合）まで御相談ください。

なお、いずれの計画であっても、税制の対象となる設備は、化学肥料又は化学農薬の使用の低減に関するものに限られますので、御留意ください。

7-3 補助金との併用は可能ですか。

可能です。ただし、法人税については、法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。また、所得税についても同様の取扱いとなります。

7-4 税制の適用対象は中小企業のみですか。

みどり投資促進税制は、中小企業に限らず、青色申告書を提出する個人・法人（大企業も含む。）で実施計画の認定を受けたものであれば、御活用いただけます。

7-5 税制措置の対象機械等と一体的に整備する建物等とは何ですか。

環境負荷低減事業活動、特定環境負荷低減事業活動若しくは基盤確立事業に係る税制措置の対象機械等を備え付けるために必要な建物等（建物、電気・水道等の建物の附帯設備、構築物）が該当します。

例えば、色彩選別機若しくは種子温湯消毒設備、コンポスター、家畜排せつ物の自動攪拌装置等を備え付ける建物等を指します。

機械等の収納を行う倉庫は対象外です。（7-26 参照）。

7-6 「取得」とは、具体的にどのタイミングを指すのですか。

機械等の所有権を得たこと、つまり機械等の購入等をしたこと（請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けたこと）を指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署まで御確認ください。

7-7 リースにより取得した機械は税制の対象になりますか。

ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については本税制の対象外となります。

また、オペレーティングリースについても対象外となります。

7-8 中古品は税制の対象になりますか。

中古品は、本税制の対象外です。

7-9 「事業の用に供する」とは、具体的にどのタイミングを指すのですか。

業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産の持つ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署まで御確認ください。

（参考）国税庁 HP「No.5400-2 事業の用に供した日」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5400-2.htm>

7-10 みどり投資促進税制を利用するためには、いつまでに実施計画を申請すれば良いですか。

適用期限は令和 10 年 3 月末です。それまでに認定を受け設備の取得等をして事業の用に供する必要があります。また、計画の認定後に発注・着工・取得を行う必要があります。

認定手続きに要する期間は、計画の内容によっても異なりますので、申請が適用期限の直前となる場合は個別に御相談ください。

7-11 設備の修繕は対象となりますか。

設備の修繕は対象外です。

7-12 特別償却限度超過額の繰り越しは可能ですか。

特別償却限度額のうち、当事業年度又は年分に損金又は必要経費の額の計算に算入しなかった額については、翌事業年度又は年分に限り、繰り越すことができます。

7-13 取得価額の範囲には、どのような費用が含まれますか。

対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他当該固定資産の購入のために要した費用）、②当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額のうち、減価償却資産として計上するものの合計額になります。

7-14 取得価額に消費税は含まれますか。

消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額になります。

7-15 脱炭素に関する取組については、本税制の対象となりますか。

脱炭素に関する取組については、現在、カーボンニュートラル税制が措置されていますので、当該税制を御活用ください。

なお、農林水産省HPにおいても、カーボンニュートラル税制について、農林漁業者、食品関連事業者の方に向けたパンフレットを公表していますので御活用ください。
URL：<https://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/index.html>

7-16 プラスチックの排出量抑制の取組については、本税制の対象となりますか。

本税制においては、

- ・化学肥料又は化学農薬の使用量を減少させる機械等
- ・化学肥料及び化学農薬の使用量を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動の安定に不可欠な機械等

が対象となっており、プラスチックの排出抑制の取組に用いる機械等については、本税制の対象外です。

7-17 中小企業投資促進税制との併用は可能ですか。

減価償却資産への税制の特例の複数併用はできないため、みどり投資促進税制と中小企業投資促進税制との併用はできません。

7-18 畜産農家が関連措置実施者となり、化学肥料の代替となる肥料を製造するための機械等を導入した場合、みどり投資促進税制の対象になりますか。

関連措置実施者はみどり投資促進税制を活用することはできません。

7-19 農水省 HP に掲載されていたみどり税制対象機械の型式について、取得直前で更新が行われ、税制対象期間外での取得となった場合でも、みどり投資促進税制を適用できますか。

本税制措置は、設備投資のインセンティブとなることを目的としていることに鑑み、当該機械の発注が環境負荷低減事業活動計画の認定後であり、かつ、発注時に税制対象機械となっていることが、発注書等で確認できれば、取得のタイミングが税制対象期間中でなくても税制の適用が可能です。

(農業者向け、対象機械等の要件)

7-20 (特定)環境負荷低減事業活動に係る税制措置は、どのような設備が対象ですか。

農林水産省 HP (基盤確立事業の認定状況及びみどり投資促進税制の対象機械について) : https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midorihou_kibann.html に掲載された対象機械等を導入することで本税制措置の適用を受けられます。また、当該機械等と一体的に整備する建物等も税制措置の対象となります。一体的に整備する例として、例えば、米の色彩選別機とそれが固定されている施設などが想定されます。

なお、対象機械等は、以下に大別されます。

- 化学肥料又は化学農薬の使用量を減少させる機械等
- 化学肥料及び化学農薬の使用量を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動の安定に不可欠な機械等

7-21 (特定)環境負荷低減事業活動に係る税制措置の対象機械等として農林水産省 HP に掲載される(国の確認を受ける)にはどうすれば良いですか。

化学肥料又は化学農薬の使用の低減に関するものとして、(特定)環境負荷低減事業活動に係る税制措置の対象機械等となることを希望する機械メーカーは、基盤確立事業実施計画の認定を受ける際に、国(農林水産省)に、自社の機械等が本税制の対象機械等となるかどうかの確認を受ける必要があります。

このため、基盤確立事業実施計画に係る認定の申請の際に、税制の対象機械等としての確認申請書(様式第2号別表8)を併せて提出いただくことになります。

なお、特に化学肥料又は化学農薬の使用量を減少させる機械等の申請に当たっては、当該機械等の有効性について複数の営農条件で確認されたことを証する書類を提出いただきます。

7-22 みどり投資促進税制について、「国が確認した設備」であることを証明するマーク等がありますか。

「国が確認した設備」については、農林水産省のHPにその名称や型式・型番が分かるよう掲載しています。また、認定事業者に対しても、「国が確認した設備」であることを製品カタログやパンフレット等に記載する等を働きかけ、農業者に分かるようにしてまいりたいと考えています。

7-23 みどり投資促進税制の対象設備（国が確認した設備）はどこを確認すれば良いですか。

こちらを御確認下さい。

農林水産省 HP「基盤確立事業の認定状況及びみどり投資促進税制の対象機械について」：
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midorihou_kibann.html

7-24 （特定）環境負荷低減事業活動に係る税制措置の対象機械等について、化学肥料・化学農薬の使用量の減少に関して、複数の営農条件で有効性の確認が行われるとはどういうことですか。

基盤確立事業実施計画の認定の申請に当たり、複数の土壌条件、営農条件（例えば、平場、中山間地域等）、気候条件において、基盤確立事業の認定対象となる機械等の有効性を科学的な見地から検証しているということです。

なお、基盤確立事業実施計画の認定の際には、根拠資料として、検証したことを示すデータを御提出ください。

7-25 （特定）環境負荷低減事業活動に係る税制措置の対象機械等について、安定に不可欠な機械等とは何ですか。

化学肥料又は化学農薬の減少に係る直接的な機能は持たないものの、化学肥料又は化学農薬の使用量の減少に取り組むことで発生する収量の落ち込みや品質の不安定化を緩和する設備、有機質肥料の散布を行う機械等が該当します。

具体的には、除草のためのラジコン草刈機やカメムシによる斑点米を取り除くための色彩選別機等が想定されます。

7-26 税制の対象設備として農業用機械等を導入し、当該機械の収納を行うための倉庫を整備した場合、設備と一体的な建物として当該倉庫は税制の対象になりますか。

環境負荷の低減に資する機械を収納するための倉庫は、当該機械以外の収納にも供することができる汎用的な施設ですので、税制の対象にはなりません。

（例えば、施設備付けで設置する機械装置とその建屋が一体的とみなせません。）

7-27 基盤確立事業実施計画における税制対象の確認を受けた機械について、当該計画の実施期間が終了した場合であっても、引き続き、環境負荷低減事業活動用資産として本税制の適用対象となりますか。

基盤確立事業実施計画における税制対象の確認を一度受けた機械等については、当該計画の実施期間が終了した後に生産されたものであっても、引き続き、環境負荷低減事業活動用資産として取り扱います。

7-28 (特定)環境負荷低減事業活動における税制対象機械等について、販売が開始された時期に係る要件は何ですか。

(特定)環境負荷低減事業活動実施計画において導入した機械等のうち本税制の対象となるものは、販売開始日から10年以内の機械等になります。

7-29 (特定)環境負荷低減事業活動における税制対象機械等について、直前の旧モデルの販売台数を下回るモデルとされているが、販売台数には海外における販売台数を含めますか。

販売台数については、海外における販売台数は含めず、日本国内の販売台数のみを数えます。

7-30 機械等の取得価額はどのような単位で考えれば良いですか。

機械等の取得価額については、複数台が同時に農業者の利用に供されることが前提である場合を含め、「当該機械等が通常一単位として取引される単位ごと」に判定します。例えば、水田1枚あたりに1台必要な水田用抑草ロボットについて、農業者が複数台導入する際の取得価額の考え方は、当該水田用抑草ロボットが何台を一単位として販売されているかで判断することになります。

個々の機械及び装置の本体と同時に導入する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができます。

7-31 農業経営基盤強化準備金制度との併用は可能ですか。

農業経営基盤強化準備金を用いて機械等を取得した場合の圧縮記帳と、みどり投資促進税制の併用はできません。ただし、農業経営基盤強化準備金を積み立てることについては、みどり投資促進税制と併用できます。

7-32 海外から輸入した機械をみどり投資促進税制の対象機械とすることはできますか。

みどり投資促進税制の対象機械の確認申請については、環境負荷の低減に資する機械類の「生産及び販売」に関する基盤確立事業実施計画の認定申請と一体的に行っていただく必要があります。このため、海外の機械メーカーによる申請のほか、輸入販売者が最終的な製品の組立作業を行うなど生産工程の一部を担っている場合には、当該輸入販売者が申請を行うことが可能です。

なお、輸入販売者が申請を行うに当たり、同一型式区分の機械について他の事業者も輸入販売を行っている場合は、これと区別するため、税制対象であることの確認を受けた機械について、型式その他の事項により、当該輸入販売者が取り扱う機械であることを区別できるようにする必要があります。

(事業者向け)

7-33 基盤確立事業の対象となる設備はどのようなものが該当するのですか。

化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の専門の製造設備として、他の用途に転用されないものが該当します。具体的には、種子温湯消毒設備、バイオコンポスター、有機質資材のペレット化装置、家畜排せつ物の自動攪拌装置、天敵資材の製造設備等が該当します。

これらについては、機械等と一体となって整備する建物等についても税制措置の対象となります。

7-34 化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の生産量をどれだけ増やす必要がありますか。

基盤確立事業実施計画の認定を申請するに当たり、環境負荷の低減の効果の増進に関する目標を定めていただくことになっています。

生産資材の増産量について一律に目標を定めることはしませんが、5年以内に現状よりも、生産量を拡大する計画となっている必要があります。

7-35 化学肥料と堆肥を混合した混合肥料は、化学肥料に代替する生産資材に該当しますか。

混合肥料に含まれる堆肥が化学肥料に代替すると考えられるため、混合肥料は化学肥料に代替する生産資材に該当します。

7-36 環境負荷の低減に効果のある資材を、直ちに広域に流通させなければいけないのですか。

基盤確立事業は、農林漁業者が容易に環境負荷の低減に取り組める環境を全国的に整備するものです。このため、計画の期間内に基本方針に沿った取組を展開していただく必要はありますが、機械等を導入した年度内に達成を求めるものではありません。

【8 農業改良資金】

8-1 みどりの食料システム法に基づき農業改良資金の融資を受けられるのは、どのようなケースですか。

（特定）環境負荷低減事業活動に農業改良措置（新たな農業部門の経営の開始又は農畜産物の新たな生産方式の導入）が含まれる場合には、当該農業改良措置を実施するために必要な資金について、農業改良資金の融資を受けることができます。

具体的には、環境負荷の低減に取り組みながら、

- ① 新たな農業部門の経営の開始：新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目（品種も含む。）区分に進出する場合（加工・流通部門は含まない。）
- ② 農畜産物の新たな生産方式の導入：作目区分は従来と同じであるが、新たな技術であって、品質・収量の向上又はコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合（新たな加工品の生産方式の導入、農畜産物・加工品の新たな販売方式の導入は含まない。）

に必要な設備等を導入する際、資金の融資を受けることができます。

また、別途、日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に借入れの申込みを行い、審査を受けていただく必要があります。

なお、本資金は、毎年度国の予算の範囲内で実施されるものであり取扱額に限りがあるため、融資の実行時期によっては希望に沿えないこともあります。

8-2 農業改良資金を借りたい場合には、どこに相談したらいいですか。

みどりの食料システム法の認定を受けて農業改良資金の融資を受けることを希望する場合には、都道府県への計画申請の相談と併せて、お近くの日本政策金融公庫や沖縄振興開発金融公庫に前広に御相談下さい。

8-3 農業改良資金の融資と補助金との併用は可能ですか。

国の補助金を財源に含む補助事業（事業負担金を含む）で導入する設備等に対して農業改良資金を併用することはできません。ただし、地方自治体の単独補助事業や融資残補助事業については、併用が可能です。

8-4 みどり認定を受けた計画に農業改良資金が含まれている場合、農業改良資金の融資が受けられますが、農業改良資金の融資を受けるためにみどり認定を取る場合、都道府県と日本政策金融公庫等のそれぞれの役割はなんですか。

実際に融資を受ける際には別途日本政策金融公庫等の融資審査を受ける必要があります。

都道府県の役割は、

- ・みどり法の計画として認定可能かどうか

(県の審査基準に照らし、目標や活動内容と統合的な設備導入、資金計画となっているか。)

- ・農業改良措置の要件に当たるかどうか

(環境負荷低減事業活動に含まれる農業改良措置が、農業改良資金制度運用基本要綱(平成14年7月9日付け号農林水産事務次官依命通知)や農業改良資金制度の運用について(平成14年7月9日付け農林水産省経営局長通知)に定める要件等を満たしているか。)

に関する審査を行うことです。

日本政策金融公庫等の役割は、具体的な収支計画や財務状況などを踏まえ、融資審査を行うこととなります。

都道府県・日本政策金融公庫等・農業者(申請者)の手続きにおける関係としては、県においては、農業者からの事前相談の内容や提出された計画書について公庫に情報共有を図るとともに、

公庫においては、農業者と直接やりとりをしていただき、融資に係る必要な書類の準備等を進めていただくということを想定しています。

(参考) 農業改良資金関係規程

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/kairyu/index.html>

8-5 環境負荷低減事業活動に農業改良措置が含まれる場合において、当該農業改良措置は加工・流通部門の取組は対象としないとのことですが、農業部門と加工部門の範囲はどのように区分されるのでしょうか。

食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)において、生鮮食品から加工食品となる行為を行う事業活動を「加工部門」の取組とする。

ただし、茶については、通常農家で生産された茶葉は酵素による変色等を防ぐため直ちに火入れをする必要があることから、荒茶への調整し、更なる加工を行う事業者へ出荷する場合は農業部門に含めます。

また、野菜・果実については、収穫後調整、選別、水洗い等を行う工程、単に切断及び凍結を行う工程は農業部門に含め、切り干し大根、干し柿、干し芋、ハーブティー等の製造(乾燥)は、その原料として使用したのから本質的に異なる新たなものを作り出すものとして加工とみなします。

一方で、玄米からの精米や茶葉から荒茶への調整であっても、他の農家から仕入れ

たものを業として調整を行う場合は、加工とみなします。

いずれにしろ、個別のケースで御不明な点があれば、御相談ください。

(参考) 食品表示基準別表第1～8 (加工食品は別表第1、生鮮食品は別表第2に掲げるもの)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_250328_1002.pdf

【9 食品等持続的供給促進資金】

9-1 みどりの食料システム法に基づき食品等持続的供給促進資金の融資を受けられるのは、どのようなケースですか。

(特定) 環境負荷低減事業活動の関連措置実施者(※1)又は基盤確立事業活動(※2)に食料システム法(※3)に基づく流通合理化事業活動が含まれる場合には、食品等持続的供給促進資金の融資を受けられます。具体的には、食品等事業者が農林漁業者の環境負荷低減の取組を支援しながら、地域の農林水産物の取扱量や額の増加、生産性向上等を図るために必要な設備等を導入する際の資金の融資を受けることができます。

食料システム法に基づく認定を別途受けていただく必要はありませんが、都道府県を經由して、農林水産大臣等に協議する必要があります。

また、別途、日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に借入れの申込みを行い、審査を受けていただく必要があります。

※1：みどりの食料システム法第19条第3項又は第21条第3項に規定する措置を定める者

※2：みどりの食料システム法第2条第5項第5号(新商品の開発、生産又は需要の開拓)又は第6号(流通の合理化)に限る。

※3：食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)

9-2 食品等持続的供給促進資金を借りたい場合には、どこに相談したらいいですか。

みどりの食料システム法の認定を受けて食品等持続的供給促進資金の融資を受けることを希望する場合には、都道府県(関連措置実施者の場合)又は地方農政局等(基盤確立事業者の場合)への計画申請の相談と併せて、お近くの日本政策金融公庫や沖縄振興開発金融公庫に前広に御相談下さい。

「温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動」として想定される主な取組例

温室効果ガスの排出の量の削減に資する代表的な取組を取りまとめたものです。各地域によって気候や土壌、品種などの条件が異なり、技術効果に差が出る場合がありますので、各地に適した技術を導入する際の参考としてください。

また、ここに示した取組に限らず、各地で実践されている有用な技術も含め、現場の実態に即した形で事業活動に取り組んでいただくことが可能です。

	取組例	取組の概要・効果	想定される設備導入の内容 (例)	備考(技術導入時の留意点、詳細情報等)
1	施設園芸における省エネルギー化の取組	以下の取組等により、燃油使用量を削減。 <ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプや木質バイオマス暖房機の導入、再生可能エネルギーの利用 ・内張・外張の多層化や、保温性の高い被覆資材の利用による温室の保温性向上 ・温度ムラの改善や変温管理の実施、作物の局所加温技術の導入 ・廃熱や廃CO₂の回収・利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプ ・木質バイオマス暖房機 ・温度センサー ・内張・外張の多層化設備 ・多段式サーモ装置 ・循環扇 	<ul style="list-style-type: none"> ・「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」(農林水産省生産局長通知)を参照すること。 ・このほか、「施設園芸省エネ生産管理チェックシート」(農林水産省農産局長通知)に基づき、省エネ暖房の基本的な項目(燃油暖房機器のメンテナンス、外張被覆・内張カーテンの点検等)の実践により、10%程度の燃油削減効果が期待される。
2	農業機械の省エネルギー化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自動操舵装置を備えたトラクターの利用による燃料使用量を削減(13.3%)。 ・バイオディーゼル燃料の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動操舵装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「農業機械の省エネ利用マニュアル 平成27年度版」(日本農業機械化協会 編)
3	林業における省エネルギー化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型高性能林業機械等の導入により、素材生産量当たりの燃油使用量を削減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型高性能林業機械 	—
4	特用林産物生産における省エネルギー化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプや木質バイオマス暖房機の導入、保温性の高い被覆資材の利用等により、燃油使用量を削減。 	(1に準ずる)	(1に準ずる)

5	漁業における省エネルギー化の取組	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ型の漁船用エンジン（船内機・船外機）や発電機関、LED集魚灯等の省エネ機器設備の導入により、燃油使用量を削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ漁船用エンジン LED集魚灯 	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸漁業改善資金のうち、「燃料油消費節減機器等設置資金」の対象となる機器等を参考とすること。 																		
6	水稲栽培における中干し期間の延長・間断灌漑の実施	<ul style="list-style-type: none"> 中干し期間を慣行よりも1週間程度延長し、水田土壌内のメタン生成菌の活動を抑制することにより、メタン排出量を削減（約30%）。 さらに、湛水と落水を繰り返す間断灌漑を組み合わせることで、より効果的にメタンの削減が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ICT水管理システム 	<ul style="list-style-type: none"> 「水田メタン発生抑制のための新たな水管理技術マニュアル」（農研機構）を参照すること。 過度な中干し延長により収量減の可能性があるので、水田の状態や稲の生育状況を踏まえて適切な範囲で実施すること。 水生生物や水田生態系への影響を考慮し、その実施時期に留意すること。 																		
7	家畜排せつ物管理方法の変更	<ul style="list-style-type: none"> 家畜排せつ物の好気性発酵を促すため、堆積発酵から強制発酵への転換など、より排出係数の小さい処理方法に転換することにより、嫌気条件下で発生するメタン及び一酸化二窒素の発生を抑制。 <p>(参考) 温室効果ガス排出量算定の排出係数 メタン [g-CH₄/g 有機物]</p> <table border="1" data-bbox="465 858 958 986"> <thead> <tr> <th>処理区分</th> <th>乳用牛</th> <th>肉用牛</th> <th>豚</th> <th>採卵鶏</th> <th>フロイラ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強制発酵(ふん)</td> <td>0.113</td> <td>0.109</td> <td>0.08</td> <td></td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>堆積発酵</td> <td>3.8</td> <td>0.13</td> <td>0.16</td> <td>0.13</td> <td>0.02</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：温室効果ガスインベントリ（環境省）</p>	処理区分	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	フロイラ	強制発酵(ふん)	0.113	0.109	0.08		0.08	堆積発酵	3.8	0.13	0.16	0.13	0.02	<ul style="list-style-type: none"> 自動攪拌機 エアレーション装置 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細は J-クレジット制度の方法論を参照すること。
処理区分	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	フロイラ																	
強制発酵(ふん)	0.113	0.109	0.08		0.08																	
堆積発酵	3.8	0.13	0.16	0.13	0.02																	
8	放牧の実施	<ul style="list-style-type: none"> 放牧地でのふん尿の分解により、堆肥堆積と比べて、嫌気条件下で発生するメタン及び一酸化二窒素の発生を抑制。 <p>(参考) 温室効果ガス排出量算定の排出係数 メタン [g-CH₄/g 有機物]</p> <table border="1" data-bbox="465 1193 869 1305"> <thead> <tr> <th>処理区分</th> <th>乳用牛</th> <th>肉用牛</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放牧</td> <td>0.076</td> <td>0.076</td> </tr> <tr> <td>堆積発酵</td> <td>3.8</td> <td>0.13</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：温室効果ガスインベントリ（環境省）</p>	処理区分	乳用牛	肉用牛	放牧	0.076	0.076	堆積発酵	3.8	0.13	<ul style="list-style-type: none"> 放牧管理設備（牧柵、給水設備等） 	<ul style="list-style-type: none"> 適正な頭数規模で、放牧に取り組むこと。 放牧に関する情報は、農林水産省 Web サイト「放牧の部屋 (https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/shiryo/houboku/houboku.html)」を参照すること。 									
処理区分	乳用牛	肉用牛																				
放牧	0.076	0.076																				
堆積発酵	3.8	0.13																				

9	アミノ酸バランス改善飼料の給与	<ul style="list-style-type: none"> 乳用牛・肉用牛・肥育豚・ブロイラー・採卵鶏の飼養において、通常の慣用飼料に代えて、粗タンパク質(CP)の含有率が低い「アミノ酸バランス改善飼料」を給餌することにより、排せつ物管理に伴う一酸化二窒素の排出を抑制。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 詳細は J-クレジット制度の方法論を参照すること。
10	GHG 削減に資する飼料添加物の給与	<ul style="list-style-type: none"> 乳用牛・肉用牛の飼料に 3-ニトロオキシプロパノール (3-NOP) やカシューナッツ殻液を添加することにより、牛のゲップに由来するメタン排出量を削減。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 詳細は J-クレジット制度の方法論を参照すること。
11	バイパスアミノ酸の給与	<ul style="list-style-type: none"> 肉用牛の飼料にバイパスアミノ酸を添加し、アミノ酸を効率よく吸収させることにより、生産性が向上し、枝肉生産量当たりのメタン、一酸化二窒素の排出を削減。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 詳細は J-クレジット制度の方法論を参照すること。
12	肥育牛の肥育期間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> 1 歳以上の和牛 (雄) 1 頭の消化管内発酵由来メタン排出量は 1 日あたり 250L 程度と推定。 畜産研究部門:牛のメタン 農研機構 家畜改良増殖目標 (index-58.pdf) に従い、肥育期間を短縮することで、肥育牛の消化管内発酵由来メタン排出量を削減。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 家畜改良増殖目標 (index-58.pdf) では、肥育牛については、肥育期間が長くなるほど飼料費等の生産コストが増加し、必ずしも収益性の向上にはつながらないことから、個体の能力に応じつつ、一定の収支バランスを確保しうる適切な段階で、速やかに出荷するよう努めることとしており、品種ごとの肥育期間の目標値を定めています。
13	茶園土壌における N ₂ O の排出抑制の取組	<ul style="list-style-type: none"> 茶の栽培において、窒素含有化学肥料又は有機肥料に代えて、硝化抑制剤入りの化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料を施肥することにより、土壌からの一酸化二窒素の排出を抑制。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 詳細は J-クレジット制度の方法論を参照すること。

農林水産省告示で定める環境負荷低減事業活動の具体的な取組例

法第2条第4項第3号及び施行規則第1条第1項の規定に基づき農林水産省告示で定める事業活動について、具体的な取組の例を取りまとめたものです。各地域によって気候や土壌、品種などの条件が異なり、技術効果に差が出る場合がありますので、各地に適した技術を導入する際の参考としてください。

また、ここに示した取組に限らず、告示で定める範囲内において、現場の実態に即した形で事業活動に取り組んでいただくことが可能です。

	取組例	取組の概要・効果	想定される設備導入の内容(例)	備考 (留意点、詳細情報等)
第1号	水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減	環境制御装置の導入や健全な種苗の使用等により、化学肥料・化学農薬の使用を低減。	・環境制御装置	
第2号 イ	環境負荷低減型飼料の給与	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の慣用飼料に代えて、粗タンパク質(CP)の含有率が低い飼料(環境負荷低減型配合飼料、アミノ酸バランス改善飼料)を給与することにより、家畜ふん尿中の窒素排出量を低減。 ・通常の慣用飼料に代えて、環境負荷低減型配合飼料やフィターゼ添加飼料を給与することにより、家畜ふん尿中のリン排出量を低減。 	—	・飼料安全法に基づく飼料の公定規格として定められている「環境負荷低減型配合飼料」を参考とすること。
第2号 ロ	養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制の取組	・自動給餌機や環境 ICT 等の活用により、摂餌状況に応じた給餌量や給餌タイミングの最適化を図り、漁場に流出する残餌を削減。	<ul style="list-style-type: none"> ・給餌管理システム ・自動給餌機 ・海洋観測ブイ 	・沿岸漁業改善資金のうち「新養殖技術導入資金」「環境対応型養殖業推進資金」の対象となる機器等を参考とすること。
第3号	バイオ炭の農地施用	・もみ殻や果樹剪定枝、木竹等を原料とする「バイオ炭」を農地土壌に施用することにより、本来であれば排出される二酸化炭素を、炭素として農地土壌に貯留。	・バイオ炭製造装置	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細は、J-クレジット制度の方法論を参照すること。 ・「バイオ炭の施用量上限の目安について」を踏まえ、過剰な施用により作物の生育に悪影響が生じないよう留意すること。

第4号	生分解性マルチの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・作物収穫後に土壌中にすき込むことで、微生物によって分解され、廃プラスチックの排出を抑制。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・「生分解性マルチの活用事例」（農林水産省生産局作成）を参照すること。 ・強風による飛散や河川等への流出に留意し、土壌中にしっかりとすき込むこと。
第4号	プラスチック被覆肥料の代替技術の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の取組等により、プラスチック被覆肥料の被覆殻の流出を抑制。 ・プラスチックを使用しない緩効性肥料やペースト肥料への切替え ・浅水代かき、排水口ネットの設置等の流出防止対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・流し込み施肥器 ・ペースト施肥機 ・レーザーレベラー ・水田ハロー 	<ul style="list-style-type: none"> ・「プラスチックと賢く付き合うための農業生産現場での取組」（農林水産省ホームページ）を参考とすること。
第5号	化学肥料・化学農薬の低減の取組と組み合わせた冬期湛水管理の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・冬期湛水により、非作付期における水生動物の生息場所を確保し、生物多様性の保全に貢献。 ・土壌診断を踏まえた適正施肥や、総合防除の実践等を通じて化学肥料・化学農薬の使用を低減。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業直接支払交付金における「地域特認取組」を参考とすること。